

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第3号)

平成20年3月4日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	中 村 定 志	議員	4番	杉 浦 光 男	議員
5番	榊 原 杏 子	議員	6番	山 盛 左 千 江	議員
7番	三 浦 桂 司	議員	8番	平 野 龍 司	議員
9番	山 田 英 明	議員	10番	村 山 金 敏	議員
11番	石 橋 敏 明	議員	12番	伊 藤 清	議員
13番	前 山 美 恵 子	議員	14番	一 色 美 智 子	議員
15番	松 山 廣 見	議員	16番	平 野 敬 祐	議員
17番	安 井 明	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	矢 野 清 實	議員	20番	坂 下 勝 保	議員
21番	月 岡 修 一	議員	22番	石 川 清 康	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	会 計 管 理 者	野 村 義 二 君
企 画 部 長	宮 田 恒 治 君	総 務 部 長	山 本 末 富 君
市 民 部 長	後 藤 学 君	健 康 福 祉 部 長	寺 畠 正 男 君
経 済 建 設 部 長	山 崎 力 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教 育 部 長	野 田 誠 君	総 務 部 次 長	平 野 隆 君
		兼 総 務 課 長	
市 民 部 次 長	柴 田 二 三 夫 君	健 康 福 祉 部 次 長	濱 畠 義 和 君
兼 環 境 課 長		兼 高 齢 者 福 祉 課 長	

経済建設部次長 高橋 芳行 君 企画政策課長 横山 孝三 君
兼下水道課長
財政課長 加藤 隆之 君 監査委員事務局長 近藤 伸之 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

山盛左千江 議員
一色美智子 議員
杉浦 光男 議員
中村 定志 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い、会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に6番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○6番(山盛左千江議員)

おはようございます。

市政改革の会を代表いたしまして、4項目質問をいたします。

まず、豊明市の財政と市長マニフェストについてお伺いいたします。

相羽市長にとって 19 年度は前市長の方針、予算を引き継ぎ、みずからのカラーが出せない1年でしたが、20 年度は行政経営面も、事業の選択も、予算配分も、すべて相羽市長の舵取りにより決められ、マニフェストの実現に向けて本格稼働の年となりました。

とはいうものの、豊明市の財政はどん底、厳しい冬の時期が相当は続く見通しで、マニフェストに予算をつけようにも、歳出抑制、値上げとサービスカットで、息をつなぐのがやっとといった状態がうかがえます。

しかし、嘆いていては市長の責任は果たせません。選挙の売りでもあった企業経営で培った民間の感覚、感性、ノウハウを存分に生かし、この苦境を乗り切っていかなければなりません。

さて、初めての予算編成に市民から合格点がもらえるのか、しっかり検証をさせていただきたいと思い、4点について質問をいたします。

まず1点目、マニフェストの実現について。

実施計画は3年間の財政見通しを立て、財源の裏づけのもとで事業を吟味し、決めていきます。第3次実施計画の期間は22年まで、市長の任期と一致することから、毎年ローリングで見直しはするとはいえ、まずはこの実施計画に全マニフェストが盛り込まれていなければ、実現は不可能ということになります。

そこで、市長にお伺いいたしますが、現時点でマニフェストの達成率を何%とお考えでしょうか。

取り組まれていない施策は何でしょうか。その実施時期と財源をお答えください。

2点目、財政健全化、借金の減額について。

実施計画では20年度の借金を9億5,000万円とし、年々減らし、3年目は8億円に抑えんとしました。

しかし、20年度予算の借金は10億6,500万円で、減らすどころか19年度予算よりも8,200万円増えています。

市長はマニフェストに「借金を減額し健全財政を確立する」と書いていますが、4年間で幾らの減額を予定しているのでしょうか。

また、市長が考える健全財政の確立とは、どういった状態のことをいうのでしょうか、お聞きいたします。

3つ目、下水道会計の借金の総額は19年度末で113億円です。借金の返済は100%一般会計に頼っており、ここ数年で9億円を超える繰り入れが続いています。

このまま一般会計からの繰り入れを続けるのか、値上げに踏み切るのか、下水道会計の財政健全化計画について説明を求めます。

4点目、施政方針で市長は「本市において今後予想される社会環境の変化や多様な市民ニーズに機敏に対応していくために、変化を的確に見極め、ムリ、ムダ、ムラ、3ムの排除を改革の柱に置き、委託料や補助金カット等、支出の抑制を図った」と言われました。

この3ムの排除により、確保した財源は幾らになるのでしょうか、お答えください。

次に質問の2項目目、自主財源を確保するためにをお伺いいたします。

施政方針に「自主財源の確保に努める」が挙げられております。税制改正により、これまで国が市に所得譲与税として交付していた約5億円が市税に移行されました。

これは市税の徴収率が財源確保により直結することを意味し、多くの自治体が収納率の向上に努力しています。

また、自主財源の確保を行政改革の柱に据え、新たな財源確保に意欲的に取り組む自

治体も多く見られます。

そこで3点、質問いたします。

1点目、収納率と納税者の利便性を向上するために。

他市では口座振替率の向上策、コンビニ収納の導入、市役所以外の公共施設での納付受付、携帯電話やクレジット納付など、さまざまな工夫が行われています。

初期投資額や費用対効果を吟味しながら、できるものから積極的に取り組んでいただきたいのですが、当局のお考えをお聞かせください。

2点目、新たな財源確保のために寄附条例の制定を提案いたします。

29日夜、税制関連法案が衆議院で可決されました。30日後、法案が成立すると、自分が住んでいる以外の自治体への寄附がしやすくなる、いわゆる「ふるさと納税制度」がスタートいたします。

福井県は法案可決にかなり先行し、クレジットカードで寄附ができるように「福井応援サイト」を立ち上げ、大和市は寄附件数の多い施策を優先して実施する条例をつくり、市政への市民参加と財源確保の両立を目指しています。

また、森林や砂漠の保護など、特定の事業への寄附を募る自治体もあります。

ふるさと納税が開始されれば、多くの自治体が受け入れを始めると思われます。目新しいうちの導入が有効です。早急な条例改正を求めます。

3点目、工夫によりお金を生む方法として、放置自転車や粗大ごみ家具の販売に取り組んではどうでしょうか。

放置自転車は年間約800台、粗大ごみとして出される自転車は400台。そのうち返還は7%程度。ほとんどが処分されています。

放置自転車1台の撤去は500円、処分費には620円がかけられています。リサイクル可能な台数は、他市の例からも約15%と見込まれ、1台2,500円で販売されている自治体もありました。本市もこのように販売に取り組めば、年間45万円の収益が見込まれます。

また、17年度まで粗大ごみとして回収された家具で使用可能なものは、豊明まつりや環境フェアなどで市民に無料で提供されていました。その数は年間、60点と聞いております。

しかし、これも今はすべて焼却処理されております。循環型社会の構築を目指す豊明市が、使用できるものをごみとして、しかも費用をかけて処分していいのでしょうか。放置自転車や家具などの販売を検討するよう求めます。

質問の3点目、市政への市民参画を進めるためにを質問いたします。

施政方針の中で、「市政の現状を多様な伝達方法で市民に伝える」「市民の貴重な声を市政に反映させる」とも言われました。

今、なぜこれらが大切なのか。住民自治の原則論はさておき、自治体に市民参画、市民協働が欠かせないもう一つの理由は、政策の質の変化にあります。まちづくりが発展型から修復型、ハードからソフトへと大きな転換を遂げたからです。

例えば、ごみ処理についていえば、焼却、埋め立てからリサイクルに変われば、当然市民や企業の自主的取り組みなしには進みません。安心・安全、高齢者の見守りや子育て支援なども同様で、政策の立案、事業選択の段階から、市民の意思をいかに反映できるか。また、市民や事業者をいかに巻き込めるかが、政策の成否を決めるカギとなります。

こうしたことから、各自治体では市民への積極的な情報提供、市民参画、市民協働が進められ、本市の総合計画でも協働が方針の柱となりました。

本市では市長への手紙、直通ファクス、市長へのメールなど、さまざま行われてはおりますが、年間 300 件程度で、頭打ちといった感は否めません。

現在策定中の市民協働推進計画の中で前進は見られますが、さらなる取り組みを求め、質問をいたします。

まず、行政情報の積極的な提供について2点、質問をいたします。

県内では新城市が予算要求状況の全容を公表しています。各課が財政課に提出した予算要求書の内容を掲載し、どの事業をやめ、あるいはどの事業を幾ら削減し、財源との開きを詰めていったのかを公表しているのです。

そこには事業の優先度判定がA、B、Cで示され、予算要求を削っていくプロセスを透明にすることで、公共性を高めるといふねらいがあるようです。

昨日の答弁で、財源不足で予算編成に苦労したと何度も伺いました。幾ら不足していたのか、どのように収支をあわせたのか、事業の優先順位をどう考えたのかを公表することは、行政の説明責任を果たす上でも重要なことだと考えます。

こうした試みは、職員が市の財政状況や各課の努力の様子、コスト削減の一部始終を知る機会を得るとともに、公共のあり方を問い直すきっかけにもなると思い、実現に向けてお願いをするものです。

2つ目は、市のホームページで財政状況をわかりやすく知らせるページを開設してくださいというお願いです。

他市では、ホームページのトップページから財政に直接入れるところが多く、また内容についても解説つきで今後の財政見通しをわかりやすく説明しています。

数字の並んだ表を上げるだけでは、市民に理解してもらえないとは思えません。市民負担や協働を求める前に、まずは財政状況を市民にきちっと知らせることが大切です。

2つ目、市民参加の手段の一つとして公聴について3点、質問をいたします。

「e-モニター制度」を導入してはいかがでしょうか。

「e-モニター」とは、インターネット及び電子メールを活用して、事前に登録していただいた方の携帯電話やパソコンに情報やアンケートを発信し、いつでも気軽に市民の声を市政に生かそうというものです。

声が届きにくいサラリーマンや若者のニーズが把握できるだけでなく、施策のヒントが得られたり、市政に関心を持っていただくきっかけにもなるようです。

これまで郵送によるアンケートの回答率は、30%あればよいほうのようですが、メールの

場合は 60%を超える回答率が可能とのことでした。

次に、地域担当制度についてです。

これは市民協働推進計画にも挙げられていますが、習志野市では 40 年も前から実施されており、小学校区を基本とした地区に職員が割り振られ、職員は市に対する意見や要望を聞くのはもちろん、地区の課題解決を模索したり、予算要望につなげたりしています。

この制度を活用し、これまで道路や側溝など、土木工事に限定されていた区長要望の内容が拡充し、コミュニティ支援を進めてはどうでしょうか。

次に、市が計画を策定する際、広く市民に意見を求める制度として、パブリックコメントがあります。

このパブコメは、市民が提出した意見に対し回答は得られますが、互いに書面による 1 回限りのやりとりのため、意図が伝わっておらず、説明をしたいと思っても、また回答に反論したいと思っても、その機会は与えられていません。

市民の意見に誠意を持ってこたえるためにも「反復パブリックコメント」を実施すべだと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3つ目の質問を終わって、最後に人口増加策についてお伺いいたします。

第4次総合計画の将来人口は、平成 27 年までに7万 2,000 人に増やす目標を立てました。18 年度実施計画によると約 340 人、人口が増えましたが、日本人は 80 人、後は外国人でした。

納税者として、また将来の担い手として期待できる人口増といえる状態ではなく、団塊の世代が選ぶ「住みやすさランキング」1位に輝きながら、余りにも悲しい結果としか言いようがありません。

日進市や三好町、長久手町の人口増加は、全国でもトップレベルです。交通の便から言えば、はるかに条件がいいはずの豊明市の人口が増えない理由は、何だとお考えでしょうか。

都市マスタープランでは、人口増加策として低層住宅地と中高層住宅のブロックを区分し、中高層住宅を誘致する、規制緩和するとありますが、どのように進める予定ですか。

また、都市マスタープランでは、プランを具体化するための規制や誘導策として、14 の関連事業を掲げています。

そのうち8つは制定済みですが、景観に関する条例やまちづくり基本条例、そして中高層マンション建設に関する紛争解決についての条例、さらには一定の道路幅を確保するためのセットバックを義務づける後退用地に関する条例などが未制定のままです。

既存の住宅地にマンションが建設される場合、近隣住民とマンション業者間で紛争が起こることが多く、今、ゆたか台はその真ただ中にあります。

また、中高層マンションが建設可能な用地が地区内にある場合、マンションの建設計画が持ち上がる前に、高さ制限などの地区制限を策定しておかなければ、住環境や景観に大きな影響が発生しても、泣き寝入りするしかないのが現状です。行政がこうした地域を

洗い出し、地区計画を指導する必要性を感じております。

施政方針では、総合計画や都市マスタープランに基づき市街地整備、住環境整備に努めるとあります。人口増加策、住環境の整備に向けての条例制定について答弁を求めます。

以上、壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.5 ○市長(相羽英勝君)

ただいまの山盛議員のご質問に対して順次、ご回答をさせていただきたいと思っております。最初に、マニフェストの実現状態ということでお尋ねがありました。

私も、この自分の出したマニフェスト、これでありませけれども、これを一つずつ塗りつぶして、今、進捗状況を自分自身で確認し、また課題を精査しておるわけでありませ。

平成20年から22年までの実施計画において、私のマニフェストがいかに盛り込まれたかというご質問でございますけれども、私のマニフェストはご承知のとおり、16項目挙げております。そのうちの14項目を既に盛り込んでおります。

ただ、定量的な目標、あるいは定性的な目標等、いろいろの価値観に沿った目標項目となっておりますが、むしろ定性的なものについては8項目中7項目、それから定量的な予算に伴うものとしては、8項目中7項目を盛り込んでおります。

また、マニフェストの実施率としては、具体的なまだ成果が出ていないという部分もございますけれども、カバー率としては9割ということになっております。

まだ盛り込めなかつた項目、こういうものを具体的にお話をさせていただきますと、学校給食費の家庭負担20%減額、それと前後駅周辺のまちづくり、再開発、そういうことについては、まだ具体的な形の提案をさせていただいておりませ。

ただ、学校給食費については、私のマニフェストとして挙げさせていただきましたけれども、もう少し内的、外的、あるいは食という面からも吟味をして、きちんとご理解がいただけるようなマニフェストの項目なのかどうかというようなことも一方検討をしてみたいと、このように思っております。

次に、平成19年度の財政健全化ということについてのお尋ねがございました。19年度の見込みでは、一般会計が約133億4,000万円、特別会計が119億円、合わせて252億4,000万円。対前年比較では6億4,000万円の減少と、市債の残高の減少と、このことになっております。

20年度も見込みではありますけれども、一般会計が132億3,000万円、特別会計114億2,000万円、合わせて246億5,000万円となっております、約6億弱、5,900万円の減

少と、こういう状況にあります。

このように市債残高は確実に減少しており、財政の健全化に向けた借金の減額は着実に進められているというふうに理解をしております。

なお、平成20年度の地方債は、19年度に比べて増額になっていると、そういうご指摘がありました。

この原因につきましては、小学校の耐震補強工事、安全・安心のために加えた消防署南部出張所の建設工事等が、その要因となっております。

それから、財政の健全性をはかる指標としてプライマリーバランスというのがございますけれども、この指標につきましては、市債発行などの借入額を除く歳入から過去に発行した市債など借金の元利払い費、これを差し引いた財政収支。

この数値がプラスならば、市債残高は減少傾向にある。減少していくと、こういうことでありまして、マイナスならば、新たな借金で将来に負担を回すことになると、こういう指標であります。

本市の20年度予算、プライマリーバランスは、ご存じのとおり黒字となっております。

ちなみに、19年度予算もプライマリーバランスは黒字であります。

今後も、このプライマリーバランスの黒字を維持することが、市債残高の確実な減少につながると、また健全財政の維持につながると、そういう理念のもとで取り組んでまいります。

次に、下水道事業特別会計での繰入金については、平成16年度、8億8,000万円、17年度、8億8,000万円、18年度、9億円となっております。この繰入金の大部分が起債の償還金で、平成29年度までは起債償還金が8億円を超えるような状況があります。平成19年度以降もこういう状態が続いてまいります。

下水道事業の運営に必要な経費、これは経常費もありますし、資本的投資の費用もあります。こういう下水道使用料金をもって経営を行うこととされており、一般会計からの認められる繰出金以外には、依存しない事業を運営する必要があります。

しかしながら、汚水処理に必要な経費を使用料では年度によって違いがありますが、維持管理費も賄えない年度も発生しております。

平成18年度では、県下でも、料金としては下から2番目の低料金となっていることも事実でございます。このため、一般会計に支障が生じないよう、適正な使用料水準を設定する必要がありますので、使用料等の改正については、市民の皆さん、議会のご理解を得た上で考えていく必要があると、これは急務と思っております。

また、コスト削減についてのご指摘もありました。コスト削減については維持管理費の見直し、未接続者への接続要請による使用水量増による維持管理コストを下げると、こういうことによってコスト削減を図ってまいりたいと、こういうふうに思っております。

豊明市の下水道事業の大部分は外部委託をしているため、経費の削減については、人件費の削減が一番大きいと考えられ、事務の効率化や見直しを図り、可能な限り職員削

減を図ってまいります。

また、水洗化率 93%である現在、未接続世帯に対して継続的な働きかけを行い、100%に近づけることで、使用料収入の増を図り、維持管理単価を低減させてまいります。

このほか、一般会計からの繰出金の削減を図るため、使用料についても先ほど申し上げましたように、改正を考えさせていただき検討をしたいと、こういうように考えております。

いずれにしても、一般会計からの異常な繰り入れが継続的に続けられることは異常であるという、私自身の認識は強く持っております。

次に、私の方針としてのムリ、ムダ、ムラの排除によって、どの程度の成果が上がっているのかと、こんなご指摘がございました。お尋ねがありました。

現在のところ、約1億円弱の削減成果が、定量的な成果として上がってきているのではないかと、こういうふうに思っております。

これは公共施設の関係の委託料等、それから維持管理費の中でも樹木の剪定だとか草刈り委託料、そういうものの減額、経常経費の減額。

それから、大変心苦しいわけでありませけれども、補助金の見直し等々を含めると、ほぼ1億円ぐらいの削減が、数字としてご説明をさせていただけると思っております。

引き続き、今後も委託料、経常経費、補助金などの見直しを図るとともに、課題となっております随意契約で行っているものについても、見直しと手法の変更を図ってまいりたいと、こういうふうに思っております。

事業の見直しについては、さらなる歳出の抑制に努めてまいります。

それから、収納率と納税者の利便性のためにと、こういうご質問がありました。

市税等の納付は、市役所及び金融機関窓口における納付と口座振替による納付方法があります。昨年10月より毎月定期的に夜間収納相談を行い、それにあわせて昼間納付困難な納税者に対して夜間収納も行っている状況にあります。

口座振替による納付は、本年度すべての納税通知書に口座振替申込用紙を同封しましたところ、例年の2~3倍の申し込みがあり、大変成果が上がってきておりますので、来年度もこの方法をぜひ継続、拡大をしていきたい。

今後も納税者にとって利便性の高い口座振替による納付を積極的にPRをし、税の公平性の観点に立ち、効率のよい財源確保に努めてまいります。

次に、大きな問題としては行政情報の積極的な提供と、こういう項目がございました。お尋ねがありました。

財政に係る情報につきましては現在、「広報とよあけ」「ホームページ」「情報ボックスとよあけ」等で情報提供をさせていただいております。

市民の皆さんに、本市の財政状況を正確かつ的確に理解していただくよう、わかりやすい内容での公表を心がけております。

ホームページにおける予算の公表につきましても、現在公表しております平成19年度の公表内容は、施政方針の趣旨、予算のあらまし、一般会計予算額、一般会計歳入あるい

は歳出、市税集計表、グラフ等々でございます。各課の重点施策、以上のものも公表をさせていただきます。

今後も市の財政状況を市民の皆様に、だれのために何を提供していくかということも考えながら、わかりやすい公表に努めてまいります。

それから、地区担当制度の活用による問題でございますけれども、地区担当制度というのは現在、策定中の「豊明市協働推進計画」の中で「地域担当職員制度」として盛り込まれています。

この制度のねらいは、職員の積極的で自主的、自発的な地域活動や社会貢献活動への参加を促し、職員の意識改革を図っていくものであります。

あわせて、職員が地域の直接生の声を聞き、地域の課題を把握することで、地域と行政との連携を深めるとともに、市民の自治意識を尊重しながら協働して地域問題を解決をしていくための、地域のコーディネーターとしての役割を担える職員を育成していくものであります。

それから、人口が増えない理由は何かと、こういうお尋ねがありました。

ご承知のように、本市は名古屋市に隣接をし、名鉄名古屋本線の駅を有し、名鉄名古屋駅まで約17分から20分で行くことができます。また一方、第二東名高速道路の豊明インターもあって、交通の利便性は大変よいまちである。また、医療施設も充実している。

しかしながら、近年、人口は余り増えておりません。その理由といたしましては、1つには、市街化区域内における土地区画整理事業が一応終了して、市外からの新規住民が少ないと、こういうことであります。

2つ目は、市街化区域の拡大が最近なかったため、新たなまちが生まれていない。

誘致企業が少ないことによつて、雇用の場の増加が少ない等々、考えられますけれども、人口増加策については、今後とも各方面から積極的に取り組んでまいります。

市街地に点在する中高層マンションは周辺居住者や、特に低層住宅に及ぼす影響が大きいため、紛争が起こりやすい状況になります。

そこで、都市計画の手法により規制や規制緩和を行う区域を設定し、全体としてのバランスのとれた土地利用を図ることが必要ではないかと考えております。

ただ、こうした規制、誘導は地価にも影響を及ぼすため、地権者の理解と協力が必要になるということも言うまでもありません。

また、豊明市としましても、まちづくりを考える上で、必要な条例として検討すべきものは、マスタープランの付録に掲載させていただきました。

これは、まちづくりに関し市の義務、市民の義務、事業者の義務等を定める「まちづくり基本条例」を核として、代表されるような各種条例が掲載されております。

その中で「特定建設行為等に係る基準及び手続き並びに紛争の調整に関する条例」では、紛争に関しては、調整があった場合は市民も事業者も「まちづくり基本条例」に定められた義務により、その結果に従うとして定めるものであります。

「建築行為等に係る後退用地に関する条例」では、建築基準法によるセットバックを義務づけられた敷地に関して、一定の条件を満たしたものについても同様に、市と地権者の行うべき義務をそれぞれ定めることにより、特定の道路について整備を図ることとした先進地の事例についても研究をしてみたいと、かように考えております。

以上、私のほうから答弁をさせていただきました。

あと、関連部局のほうから、また答弁もさせていただきます。

以上で終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.7 ○総務部長(山本末富君)

それでは、私のほうからは「自主財源の確保のために」の中の、ふるさと納税制度と放置自転車の関係についてお答えをいたします。

財政状況の厳しい中、財源確保のために取り組むことは、最優先の課題と考えております。

「ふるさと納税制度」は、財源確保につながる制度であり、その動向に注視しております。

また、「ふるさと納税制度」は、ふるさとに対し貢献したい、応援したいという思いを実現するものであると考えておりますので、市としては、実現に向け取り組んでいきたいと考えております。

現在のところ、寄附控除などの具体的な内容はわかりませんので、内容がわかり次第、条例化を進めていきたいと考えております。

続きまして、2点目の放置自転車の関係でございますが、本市の19年度の放置自転車は、撤去台数が約800台、処分が約760台で、その1割が使用可能な状態であり、そのほかは粗大ごみとなります。

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」にありますように、放置自転車を保管し、一定の手続きを経て、その後の処置として売却したり、代金を保管できる場合には、条例でその旨が制定されていなければなりません。

「豊明市自転車等の放置の防止に関する条例」では、保管した自転車に対する処置についての処分には触れていませんので、現在では放置自転車の売却はできませんが、非常に財政的には苦しい状況でございます。

環境面からも資源のリサイクルが叫ばれておりますので、実施している他市町の条例等を参考にして研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

後藤市民部長。

No.9 ○市民部長(後藤 学君)

「自主財源の確保のために」の中の、粗大ごみ回収の家具についてという項目についてお答えをいたします。

粗大ごみとして回収されました家具の市民への提供、これは平成 17 年度まで8年間にわたって行われ、400 点近い再利用の実績がありました。家具を修理できる職員がたまたま退職したこと、あるいは環境フェアが中止になったこと等に伴いまして、休止状態となっているものであります。

現在でも年間、数十点の再利用可能な家具の回収がありまして、一部公共施設で使用したりしておりますが、その他は残念ながら廃棄されているのが実情であります。

資源有効活用の観点から、これらの家具の修理、保管、あるいは希望者への提供の方法などについて、ご提案の有料販売も視野に入れながら、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.11 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、「e-モニター制度」と「反復パブリックコメント」について回答を申し上げたいと思います。

まずは「e-モニター制度」ですけれども、市民から意見を募集する方法として、こうした電子ツールを使った方法というのは有効かと思えます。

ただし、費用等もかかってきますので、有効性と費用については今後研究していきたいと思えます。

それから、もう一点の「反復パブリックコメント」についてですけれども、パブリックコメントは政策立案中の計画に対して、市民の方から意見を募集いたします。パブコメで寄せられました意見は、意思決定をした市の考えを公開していきますので、反復を行うということはちょっと難しいかと思えます。

以上で終わります。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.13 ○6番(山盛左千江議員)

それでは、自主財源の確保についてから再質問をいたします。

それなりに努力をしてみえますし、今後もというような答弁だったと思っておりますけれども、口座振替の向上についてですが、今、はがきを出して結構反応がいいということですが、他市町において口座振替を向上させるために、振替加入促進キャンペーンなるものを展開している自治体が幾つかありました。

例えば、甲府市なんかにおきますと、新規に口座振替を申し込んでいただいた方に、市の公共施設の利用券を3枚進呈しますとか、あるいは東京のほうでは、地域のサウナだとか健康センターだとか、あるいはいろんな事業所の施設の利用券を、その例えば納付書の裏に刷り込んだりして、半分は民間のPR、半分は割引券を持ってお店に行くと優待が得られるというようなことをして、口座振替を進めているところがありました。

また、地元の商店街の地域振興券的な、そういったものを加入者に配布するといった自治体もありました。

口座振替というのは、何かと経費節約にもつながりますし、いろんな取り組みがありますので、こういったことも、ぜひ研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山本総務部長。

No.15 ○総務部長(山本末富君)

確かに、口座振替は費用が安価な割に非常に効果が大きいと、そういうふう認識しております。

また今、ご紹介いただきましたような、他市町でキャンペーンがやられているといった点も今後研究をして、豊明ではどういったものが適当かというものを研究してまいりたいと思います。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.17 ○6番(山盛左千江議員)

さらに、督促状をうちもたくさん発行しているんですけども、その督促状に赤や黄色の封筒を使いまして、いわゆるイエローカード、レッドカード的な封筒を滞納者に送付することで、結構滞納が抑制できたというようなことも聞いております。

1つ紹介しますと、滞納者 280 人のうち 200 人に黄色、20 人に赤色の封筒の通知を出したと。カラー封筒をもらって、1カ月くらいなんですけれども、茶封筒だと中身を見てくれないような人も、これを見てちょっとびっくりして、50 人の納税相談が実際にあって、効果が上がったというような、そういった報道もなされております。

これもまた一つの方法かなというふうに考えますので、ぜひ検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.19 ○総務部長(山本末富君)

封筒のほうは在庫の関係もございましてけれども、赤や黄色でインパクトがかなりあるということで、効果が大ということであれば、当然やるべきというふうに考えます。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.21 ○6番(山盛左千江議員)

収納するにはコストが必要になります。市税、国保、介護保険、下水道料金、それぞれの滞納処理コストを調べてみました。

印刷をして納付書を発行したり、郵便代など、そういった実費に関係する部分が約 370 万円ありました。それだけを見ると、まあそんなに大きくないかなというふうに思うんですけども、実はここに大きな人件費が当然かかってまいりまして、それをあわせると 4,000 万円を超えます。

ここをいかに押さえるかということが大変重要になってきて、その一つが口座振替を増やしたり、色つき封筒ということになるわけなんですけれども、この費用を抑えるために、例えば滞納処理の人件費削減のための徴収委員を活用するとか、それから少額の方とそれから

多額、いわゆる重複滞納者と分けて、手ごわい人と、そうじゃない人との係員をうまく配置をして、収納率を高めていくとか、それから下水道料金、介護保険、保険料といった税ではなく料の部分ですね。それと今、滞納事務が別々に、各課がばらばらになっているわけですが、それを一本化していくと、そのような答弁も以前あったかと思えますけれども、そういったことを進めていくことで、今度は収納のコストを抑えるといったことも大変重要になってくると思うんですけれども、その点についてのご検討はいかがでしょうか、お願いいたします。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.23 ○総務部長(山本末富君)

市の内部の中に税や料を扱います関係課で財源確保対策委員会なる、まあ任意の研究會みたいなものを立ち上げております。その中で、現在もいろいろ検討をしております。

それで収納のほうは、今まで徴税吏員証というのがあるんですけれども、料のほうでもそれに似たような、そういう身分証明書のものを発行いたしました。

それによりまして、いろんな情報を共有し、今後、収納対策のほうに生かしていきたいということで取り組んでおります。今後もそれを続けていく予定でございます。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.25 ○6番(山盛左千江議員)

情報を共有するだけでなく、なるべく体制の部分も手を入れていただいて、今回の機構改革で収納課のほうに、料のほうもすべて集めてくるような、そんな工夫がされるのかなと思って、実はちょっと楽しみにしていたんですけれども、それも残念ながらありませんでした。

今後については、そういった人員配置というか、職員配置の部分も視野に入れまして、コストの縮減、収納にいかにお金をかけずに効率よく集めるか、そういったことへも興味を持って進めさせていただきたいというふうに考えております。

寄附条例については、検討されるということでしたので、早急をお願いしたいと思いません。

放置自転車ですけれども、「ネットでの公売の準備ができています」という、たしか 12 月議会で榊原議員の質問に対して答弁がございました。

集まってきた使用可能な自転車や家具を売るのにお店を開いても、そこにまた経費がかかるわけですから、ネット公売などというものも使うと、かなり安価に、またお手ごろにできるんじゃないでしょうか。

そういった準備ができていますということなので、それを活用しない手はないと思いますけれども、こういったことについてお考えはいかがでしょうか、お願いいたします。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.27 ○総務部長(山本末富君)

ネット公売のほうは、市税が滞納になった方に対してはやるといふふうに予定をしております。

自転車のほうは、条例を制定した中で、まあ一例ですけれども、自転車を引き取りにきたときに使用料といいますか、保管料といいますか、そういったのを取ってみえる市町が多いというふうに理解しております。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.29 ○6番(山盛左千江議員)

要するに、ネットでこんな家具があります、こういった自転車がありますということ、今インターネットでオークションにかかったりする、そういう時代じゃないですか。

それで、たくさん見れるようにしておけば、じゃこれ買いましょうということで、市に購入にみえる。そのときにお金を払ってもらおうということにつながると思うんですけれども、せっかく準備したネット公売を、滞納処理だけに使うというふうに限定することもないので、そういったふうに工夫はしてもらいたいというふうに思います。

それから、名古屋市は保管料というか、要するに撤去されて、自転車を預かっている人が取りにいくと 1,500 円、お金を徴収されるわけです。

うちの場合は、さっき言いましたように、撤去に 500 円、処分に 620 円、もちろん防犯登録を確認して、わかった人にははがきで案内をしますので、1 台について約 1,200 円のお金

がかかっているということになります。

その分を、取りにければいいですよ、取りにきて、持って行ってくれればいいんだけど、そのほとんどが今撤去に回っているわけですから、保管や撤去にかかる費用を、本人に負担していただくというような考えはないでしょうか。

粗大ごみとして出せば、1,000円のお金を払って持ってもらうわけですから、それが嫌というか、面倒なので、その辺に放置するというのも、当然考えられるので、そういった不届きなというか、感心できない市民には、どんな形であろうと、自分で買ったものは自分で最後は始末するんだというようなことの啓発にもなろうかと思っておりますので、そういったことも、条例改正の中で1項目考えていただき、できるものならそういったことにも取り組んでいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.31 ○総務部長(山本末富君)

その点も含めまして、検討をしていきます。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.33 ○6番(山盛左千江議員)

次に、市政への市民参加を進めるためにということで、質問をさせていただきます。

壇上で紹介しました新城市の予算要求状況の全容公表というのは、ごらんになったことがありますか。というか、ごらんいただけましたでしょうか。

なかなか画期的なやり方でありまして、県内では新城市だけですけれども、関東圏においてははぼちぼちそういった傾向も出てきております。

そういったことをやってくださるのかどうかというような答弁が、今なかったように思いますので、再度、この全容公表についての考えをお伺いしたいと思います。

それから、財政のホームページなどを使っての説明ですけれども、だれのために何を提供するのかをよく考えてという市長の答弁がございました。

今の公表は、決して市民に対して親切な説明にはなっておりませんので、その点をよく考えて取り組んでいただきたいと思っております。

何かと、豊明市の財政については、市民に関心を持っていただかないとまらない事情がございますので、そういうことについてもお願いしたいんですけども、市民協働の基本計画の中にも、財政状況を積極的に公表していくというものが上がっております。

それは拡大という、そういう印がついていたものですから、今のままでいいのではなくて、これ以上にやっていくということだと思いますので、その辺についても再度、ご答弁をお願いいたします。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.35 ○市長(相羽英勝君)

先ほどもちょっと答弁をさせていただきましたけれども、手段と目的がやっぱり明確にならないといかんものですから、手段が目的ではありませんので、市民の方にご理解をいただきやすい、あるいはご理解をしていただけるような情報提供ということで、ただ提供すればいいということで行っているわけではありませんので、そういうことも含めて今後ともレベルアップを図っていきたくて、こういうふうに思っております。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.37 ○6番(山盛左千江議員)

もちろん、やれることをやるんですけども、昨日の市長の答弁を聞いておまして、結構私から見ると何でしょう、ぼやきというか、嘆きというか、本音というか、そんなものがちらちら出てきたような、そんな印象を実は受けました。

ちょっとマニフェストのほうにも関係していくんですけども、私がメモしたものは、市長の、勤務状況を見て改善点が見えてきた。マンネリ行政である。耳を疑う実態がある。自浄精査能力が必要だが、まだなっていない。

首切りできないが、能力のないのにのうのうと居座るのもかわいそうだ。

人材育成、残業のあり方を見直し、リーダーシップのとれる管理職を育成したい。

民間から見ると、業務改善の突っ込みが弱い。職員が主体となって努力してほしい。

よい子、悪い子、普通の子、普通の子をよい子に、悪い子をよい子にしなくてはいいけない。

ことのほか財政が厳しく、内部に向かって非常事態宣言の発令も考えた。

スリムな行政運営が欠かせない。

組織の改革と人事改革が重要である。組織改善が極めて重要。

こんなような言葉が出てきました。

民間出身の市長から見ると、本当に目に余るというか、驚きの連続だったんだらうなと、こういった愚痴も、落胆している様子が何となくうかがえて、気持ちはわかるというか、ちょっと同情するような気分には昨日はなってしまいましたけれども、そんなことを言っているけれども仕方がないわけでありまして、もう間もなく1年がたちますので、市政の改革を進めるためには、そうやって見えてきたことを、いかに実行に移していくかということが大切になってまいります。

そこで、一つが今の情報の公開なわけです。

市の予算の財源額と、それから各課が要望している額と、大きく何億も違うなんてよく聞くんだけれども、私たちには本当にどうなのかよくわかりませんよ。どのくらい足りなくて、それをどこがどういうふうに努力をしていくことで、収支をあわせていったのか。

その中にどういった政策的な優先順位があるのかを、やっぱり私たちも知りたいし、市民の皆様にも知らせていく。そういうことで、職員の意識が変わったりしていくんじゃないかというふうに思うわけです。

なので、別にこれに限りませんけれども、そういったことで、いろんなことを前に市長はたしか言われていたと思うんですけれども、都合の悪いことというか、そういったことも積極的に市民に提示していくことが大事なんだと、隠さないというような、たしか答弁が6月議会かな、あったように覚えておりますので、これも一つの考え方、手法だし、絶対に効果はあると私は思っておりますので、すぐにとは申し上げませんが、ぜひ検証をなさっていただきたいというふうに思っておりまして、お願いをしております。

それで続いてですが、市民参加の中で「反復パブリックコメント」については、なんかできないというようなことなんですけれども、意思決定にそれを反映して、何でしたっけ、とにかく何か時間的に難しいということなんですか。

ちょっとわからないんですけれども、たまたま市民協働推進計画のパブリックコメントを審査している委員会の傍聴をさせていただきました。

その傍聴をしている中で、座長の方が私たちが傍聴しているのを見て、本当はパブコメを出した方たちと委員さんとが意見交換をしながら、提出した意見の人の真意を聞きながら、計画に反映していくのが一番いいんですよというようなことを言われたわけです。ああそうだなと、すごくありがたかったです。

だから、市民協働を進めるということは、まさしくそういうことなんで、とりあえず聞いた。それで終わりというのでは仕方がないわけで、やっぱり「反復パブリックコメント」というのは、これからの手法としては、実に大切なことなんだらうというふうに考えたので、質問したわけなんですけれども、この点について検討の余地があるのかなのか、もう一度ご答弁をお

願いたいします。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.39 ○企画部長(宮田恒治君)

先ほど申し上げましたように、パブリックコメントの目的は、計画策定の段階でも市民の方から意見を聴取して、市政に参加してもらおうというのが目的であります。

そして、寄せられた意見については、結果として、市の決定とした結果として、公開をいたしますので、そこでまた市の決定したものを、また何度も市民の方と議論をするというのは、非常に難しいかと思えます。

議論されるのは、その審議会の中で議論をされておりますので、市民の方から二度、三度と聞くパブリックコメントを実施するというのは、非常に難しいのではないかと思います。

以上で終わります。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.41 ○6番(山盛左千江議員)

こんなところで時間をとる予定じゃないんですけれども、別に結果として公表してしまっただけから、またそこに市民の意見を入れるというのは、また、委員会を開かなくちゃいけないですから、それは大変ですよ。そういうことじゃないんですよ。

だから、結論に至る前に、例えばパブリックコメントをもって、あるいは審議会の中で協議したその途中の段階で、こんなふうに回答しようと思いますが、どうでしょうか。そんな場面を持ってもいいんじゃないですかということなので、余りかたくなに考えないで、できるだけ市民の声を聞き入れるためにはどうしたらいいかという、そういう視点で考えていただくしかないと思いますので、要望をしておきます。

それから、「e-モニター制度」ですけれども、費用がかかるのでということでした。これは、例えば「e-モニター」なんですけれども、これもシステムを構築して、皆さんが答えられたものを電子的にというのか、システムで集計をしてということになると、確かにお金はかかります。

市川市が1,100万円くらいかかったと言っておりましたので、そうなんですよ。

ですけれども、逆にお金をかけずにやっているところもあります。郵便のかわりに電子メールを使うという、その部分だけを電子メールにする。返事をポストに入れるのじゃなくて、電子メールから返送するという形で受け付ける。

集計は、それをプリントアウトして、職員が手作業でやる。それでも十分、市民の声を聞くという姿勢は伝わりますし、今まで聞きづらかった世代の人たちにも聞けるわけです。そういったことを検討してもらいたい。

もともと、うちにはモニター制度というものがございませんので、そこが既に時代遅れだというふうに思いますけれども、より手軽な方法でモニター制度を取り入れていただきたい。その一つとして「e-モニター」が簡単だろうというふうに考えました。

モニターというのは、総合計画なんかをつくるときの意識調査のように、2,000人、3,000人に送るものではありません。1つの事業をやろうとするときに、市民の意見を参考にさせてもらうということで、かなり少数にやられるのがモニター制度であります。

例えば、今回のレジ袋の有料化なんかにつきましては、主婦層だとかお買い物に行かれる方たちに対して、そのことについてどう思いますかというふうに、ちょっとアプローチを試してみるとか、そんなような活用が実に簡単にしやすい制度だと思いますので、これも余り大きく構えるのではなく、市民の声を聞いて市政を動かしていく、そんな手段の一つだというふうにとらえて、ぜひ検討を進めていっていただきたいと思います。

それから、地域担当制度ですけれども、かなりわかっているような答弁だったと思いますけれども、昨日、区長要望工事の結果が○、×、△で伝えられて、その理由もいつまで待てばいいのかさっぱりわからないと。とりあえず上げておくかみたいな、そんなことが実際やられているというようなやりとりがあったと思います。

地域担当制度ができますと、こういったことが解消されていくんじゃないかなと思いました。

この工事について、こういう理由で○になりました。あるいは、こういう理由で×でしたと。いついつまでにはできますので、お待ちになってくださいなんてということは、十分そこで意思疎通ができるわけですので、ぜひこういったことも今、既に抱えている問題の解決につながるというふうにとらえて、実施に向けて検討をいただきたいと思います。

それと、去年の2月に町内会の運営に関する実態調査というのを、今の計画を策定するに際してやられました。そこに「防犯やごみ減量、高齢者福祉事業、子ども向け事業など、地域のニーズに対する強い課題意識と意欲が見られた」というふうに書かれていました。

ここには外国人の問題というものは上がっていませんでしたけれども、当然そうしたことを抱えている地域もあると思います。

市長への手紙というのは、割かし個人個人で出てくるものですから、それを地域の特性を掘り起こすというか、コミュニティ全体の要望として行政が把握して、解決に向けて動き出す支援の仕組みが地域担当制度だと思います。

習志野市の例を挙げさせていただきましたが、お祭りとか区の会議にオブザーバーで出席するのではなくて、こういったことにもどんどん積極的に取り組むように、せつかく地域の方たちにアンケートをとった、そのやりたいと思っていること、課題だと思っていることを解決につなげるためにも、地域担当制度というのはかなり有効だと思いますので、計画の中には前期、22年までに検討といった印がついておりましたけれども、より積極的に進めるようお願いをいたしますが、いかがでしょうか。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.43 ○市民部長(後藤 学君)

この地域担当制度につきましては、協働推進計画の中で行政と地域の協働、これが大きな柱の一つというふうに行っていることから、それを具体化させる施策として考えているものであります。

制度の内容は、まだ細かいところまで詰めておりませんが、管理職を含む市の職員が、例えば区等に出向いて、そこでいろいろ市の施策を説明したり、あるいは区の要望、先ほどお話のありました防犯とかごみとか高齢者の問題とか、そういったようなことをお聞きしてきて、それを市政に反映するというような制度というイメージは持っております。

ただ、これを実施する場合には、地域の意見もよくお聞きしなければいけないし、それから職員には、ある程度ボランティアでやっていただくようなことも出てまいりますので、今後そういったご意見を十分承った上で、制度のあり方を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.45 ○6番(山盛左千江議員)

人口増加策についてお伺いしますが、今答弁の中で「まちづくり基本条例」というものが出てまいりました。

この「まちづくり基本条例」というのは、自治基本条例的なものを指しているのでしょうか。

今、協働推進計画の中でも、少しまた名前は違いますけれども、違った条例をつくろうというふうに計画が持ち上がっております。

その「まちづくり基本条例」とは何のことを言っているのか。その条例を策定しないと、紛争条例などのような細々な条例の策定に入れないのか、その辺についてご説明をいただきたいと思います。

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.47 ○経済建設部長(山崎 力君)

「まちづくり基本条例」と申しますのは、まちづくりをつくる上でいろんな問題等、社会の構造変化等によりまして、いろんなことが起きておりますので、豊明市が目指す目標と申しますか、そういったものを掲げるものが「まちづくり基本条例」。

その中に、今おっしゃられるような、いろんな種々条例等がございます。

終わります。

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.49 ○6番(山盛左千江議員)

総合計画の中に、この「まちづくり基本条例」の策定というのは入っておりませんでしたので、都市マスタープランの中で初めて出てきた条例制定という事業なのか。それとも、自治基本条例的なものなのか。

まちづくりというと、人づくり的な協働とか、そういった意味のまちづくりと、ハードの部分のまちづくりと両方あるものですから、なかなかわかりにくいんですね。その辺をきちんとやっぴり示さないといけないと思います。

それから、そういった条例ができないと、今、そのほかの条例というのは進まないんでしょうか。中高層マンションの開発指導要綱の見直しにつながるような条例制定は、早急に行っていたらいいのでしょうか。

それから、地区計画の策定については、先ほど申し上げましたけれども、そういった大きな空き地があったりするところには、地区計画をつくるように進めるとか、そういったことはやっていたらいいのでしょうか、お願いします。

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.51 ○経済建設部長(山崎 力君)

こういった条例等につきましては、先ほど申し上げましたように今、取り巻く状況がいろいろな部分で進んでおりますので、そういったものを見据えた中で、例えば行政が責任を負うものだとか、それから地権者が負うものだとか、地域が負うものだという部分がございませので、そういったもの等を視野に入れた条例づくりということでございます。

それから、地区計画ということでございますが、これは地域の皆様方の財産、そういったものに非常にかかわるものが大きい部分がございますので、これは地権者等のご理解をいただかないと、なかなか難しいのかなと、そういうことがございますが、全体のその地域においての環境とか、そういったものを配慮したものを、地域の合意によってできるものだというふうに考えております。

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.53 ○6番(山盛左千江議員)

地区計画に地域の住民の合意が必要なことは、もうそれは当たり前のことでして、なので、紛争が起こらないように、地区計画を積極的につくるように進めていくか。あるいは、紛争などに関係するような条例をさっさとつくりますかということを知りたいんですよ。

だから、やるかやらないか。それをお答えいただければいいですので、説明はもうわかっているんで、必要ありません。

それから、昨日の質問の中でも、やっぱり人口増加、宅地開発といったようなことも、何度かテーマになってまいりました。

私がイメージする住宅施策というのは、幾らきれいな街ができて、南多摩ニュータウンのような、将来的にゴーストタウンになってしまえば、それは仕方がないわけですから、そういったことを考えながら、大規模団地計画みたいなものは、それはもう想定するべきじゃないというふうに思っています。

できるならば、名古屋でいうならば覚王山とか名東区とか、それから東京でいうと、余りにも高過ぎますが田園調布とか、多摩川とか、そういったような格調の高い、結局良質な

住宅街を目指すのがいいんじゃないかなというふうに考えております。

交通の便利がいいところに若い人たちが住んだり、マンションが建つというのは、それはそれでトラブルの起こらないように進めていくのは、当然ではありますけれども、それ以外の人たちの誘導、また全体としての自然との調和、豊明の一番の売りですけれども、こういったことを生かしたまちづくりというのも必要かというふうに考えております。

そしてもう一つ、市民が住む場所を選ぶのに、ソフトの事業というのがあります。近隣市町で子育て支援に力を入れたり、教育に力を入れたり、福祉に力を入れたり、それはまさしくそういった人たちの人口を、まあ人を誘導したいという気持ちがあるから、そういう施策に力を入れていくんだというふうに理解をしております。

であるならば、豊明市もぜひ、そののところにというふうに思うんですけれども、ご承知のとおりお金がないと。そこに手が出せない。

それなら、どうするんだということで、もう一つ、市民が魅力を感じるまちづくりの中に、行政革新度、市民参加度というのがあるわけです。

今、そういったところに注目してランキングをいろいろ発表されたりしているわけですが、行政の透明性をどんどん上げていって、市民が市政に参画できるような、市民自治が成熟したまちであるというの、十分売りになる時代になってきた。

特に、団塊の世代の人たちが地域に入ってくるわけですから、そういったことは、かなり効果的ではないかというふうに考えております。

ですので、お金がないから区画整理ができない、財政がないから子育て支援、医療費の無料化をよそと同じようにはできない。民間が「うん」と、地主さんが「うん」と言わないから、なかなか住宅が建たない。

ないないづくしで言っても仕方がないわけですから、お金をかけずにやれることをやりながら、きらっと光る豊明市ですか、市長のキャッチフレーズを実現するために努力していただきたい。それはまだできるのではないでしょう。いかがでしょうか、お願いいたします。

No.54 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.55 ○市長(相羽英勝君)

人口の増加、あるいは住居環境の改善、受け入れというようなご質問でありましたけれども、まさに日進市なんかは南山というのがありまして、私もその日進市の南山という住居地というのは、何回か見にいきましたけれども、豊明も土地はしっかりあるわけですから、これは豊明でいうビバリーヒルズみたいなものをつくれればいいわけなんですよ。

ですから、そういう観点に立っていけば、まず第一に豊明のまちが、私の考え方ですけ

れども、きれいなまちをつくりたいなど。そして、人と人との触れ合いがきちっとできて、さわやかなまち、そういうことに市民全員が注力を注いでいただいて、やっぱりよその市町と比べてまちがきれいとか、あるいは人々がさわやかで、なおかつ近隣の人が助け合えるまち、そういうようなことから、やっぱり住居環境の改善の一助になっていくと、こういうふうに思いますので、ぜひ、そんな観点も含めて今後進めさせていただきたいと思っております。

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.57 ○6番(山盛左千江議員)

経済建設部長、先ほどの答弁をお願いいたします。

それから、最後に市長のマニフェストのほうに移ってまいりますけれども、市長は今、16の中で14達成したというふうに言われました。

これが選挙のときにポスティングされていた公約なんですけれども、ごめんなさい、私のカウントの仕方ですと基本政策として5つ、教育だとか子育て、危機管理、環境、福祉、そういう5つの柱があって、その中に24の施策や事業が貼りつけてあります。

それから、さらに別に市政改革、子どもたち、市民の未来が輝けるためにということで、プラスアルファというのが2つありまして、その中に6つと7つ、全部合計すると37の、抽象的なものも含めてですけれども、事業としては37挙げられていました。

今、市長は給食費のところと、それから前後駅前開発がまだだというふうにおっしゃったんですけれども、私が見ると、国際化に対応できる人材の育成教育だとか、シニアのプロ技術の登用だとか、田園都市構想プランの推進、あるいは企業誘致もそうですね、まだですね。それから市民型アイデア五輪、それからユビキタス社会への挑戦と、結構まだ残っているように私は思いました。

財源との関係もあるんでしょうけれども、日進市が、「できないものはできません」と、「方向を変えます」というふうに、はっきりコメントをされているようなこともありましたので、こういったことについてもう一度、市長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、借金を減らしていくことなんですけれども、市がもともと起債をしたときの償還計画というのがありますよね。それでこの4年間の償還計画をざっと計算しますと、計画どおりに普通に努力しないで返していくと18億7,500万円くらいだったかな、が、たしか減っていくわけです。

それは一般会計だけですが、借りるのも若干抑えるから、それだけ減っていくというような計算になっていくんですけれども、それを数字として上げてもらっても、結局努力したということにならないわけですよ。

それ以上にどういふふうに減らすかというのが、多分、市長のマニフェストだったんだらうというふうに思うものですから、それについてもできるのかできないのか。できるのであれば、どのようにしようと思っているのか。4年間で普通に減っていくのではなく、さらに努力をして、どれだけの借金を減らそうと考えられたのか、そんなことがお聞きできればうれしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.59 ○市長(相羽英勝君)

山盛議員もご存じだと思いますけれども、ちょっとそこでお持ちになっているのは、私のマニフェストのビラのほうであります。法的には選挙管理委員会の証紙の貼ってあるやつですね。これが正式なマニフェストということになります。

ですから、今おっしゃったことも枝葉の部分には入っております。入っておりますけれども、基本的には証紙の貼ってないものはマニフェストと言わぬ。議員の先生としては、こういふことで、まずご理解をいただきたいと思えます。

それから、私の公約で難しいとかというものについて、できるだけ早く手を挙げなさいと、こんなお話で、大変ありがたいお話であるんですけども、私が先ほども申し上げたように、自分なりにもう少し微に入り細に入り検討を加えて、あるいはそれから子どもたちの成長、あるいは教育、あるいは食育、そういう観点から加えて、若干私が今消極的になっているといえば消極的になっているんですが、学校教育費の2割負担、これはもう一度自分なりに精査をして再検討をしたいと、そういう項目が一つございます。これだけを申し添えておきます。

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.61 ○経済建設部長(山崎 力君)

都市マスに掲げてあります条例等については、研究をさせていただきながら、できるものから進めてまいりたいというふう考えております。

終わります。

No.62 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.63 ○6番(山盛左千江議員)

研究して、できるものからじゃなくて、やろうと思って計画に上げたので、ぜひやってください。

それも、こうして紛争が起こっているわけですから、一刻も早くやっていただきたいというふうに強く要望をしておきます。

マニフェストの件ですが、じゃこれは何なんでしょうと。皆さん、市民の方は、これはたくさん、それは枚数に制限がありますよね。こちらは…。

(そういえば確かにねの声あり)

No.64 ○6番(山盛左千江議員)

ありますよね。

こちらのほうは相当にポスティングされているので、多くの皆さんはこっちを見られたんじゃないですか。

と思うんですけども、あんなふうに言われちゃうと、じゃこれは何だったんでしょうと言いたくなっちゃうんで、そういう使い分けは、ぜひしていただきたいくないというふうに、まずお願いをしておきます。

それで、余り時間がないので急いでいきますけれども、昨日の質問の中で先ほど何度か市長の本音というか、ぼやきが出たというふうに申し上げました。

それで、豊明市は財政評価システムというのと、それから人事評価制度というものがあります。職員に対して、あるいは事業の見直しがうまく進んでいないというような、そういう印象を持っておられるというふうに私は理解をしましたけれども、その財政評価の結果、404の事業のうち、A、すなわち施策に貢献している、継続してよしという事業が307ありました。それからB、予算、人的に改善が必要だというのが63、縮小、見直したらどうかというのが1、廃止はゼロ。これでは施策の事業評価が効果的に働いているのでしょうか。

すなわち、ほとんどのものはこのままやりましょうと。ちょっとくらい努力をするけれどもというふうに見えてしまうんですね。

これでは、ちょっとやりようがないなという、市長の嘆きにつながるんですけども、だからせつかく制度をつくっても、うまく機能していないような気が一つはします。

もう一つ、職員の勤務評価の制度もありますね。

それで、S、A、B2、B1、C、Dの段階に分かれているんですけども、Sはとてみいいわけです。それはゼロ。Aが15人、B2が121人、B1が395人、Cが7人、Dが1人。それで、一番多いB1の395というのが、今までと同じ定期昇給を順調にしていられる人。AとB2の136人が特別昇給される人。全体の25%を少し上回る人数の方が特別昇給の対象になって

おりました。

この20年の1月から給料が上がっているわけですがけれども、Cが7人、上がり幅が普通の人の半分しか上がらないという人。Dの上がないという人と、合わせて8人なわけです。

昨日、市長が言われたように、能力もないのに、のうのうとしていらっしゃるのも、気の毒だなと思うような方がいらっしゃると。なかなか言ったことがそのように進んでいかない。管理者についても、リーダーシップがとれない者がいるんじゃないか。そういう印象を強く持たれて、昨日の答弁になったと思うんですけれども、じゃこの制度、人事評価制度は機能しているのでしょうか。この2つの制度が、私は十分に動いていないというふうに思えてなりません。

幾らいろんなシステムや制度をつくっても、それを動かすのは人、市長のおっしゃるとおり人なんです。その人をどうするのかというのが問題になってきまして、神戸市は職務遂行に支障のある職員については、指導期間や内容、分限処分の基準を盛り込んだ要綱や指針をつくりまして、厳しく査定をしているというふうでありました。

審査会にももちろんかけるわけですがけれども、そこで実績や適格性の点で支障があると判断された職員は、場合によっては免職あるいは降任ということもするんだそうです。やっぱり市民の税金で働いているわけですから、それなりの職務が遂行できないような職員に当たっては、こういったことも検討していかなければ、せっかくつくったシステムも実現しませんし、市長のマニフェストや、やろうと思っていることも、なかなか進んでいかないというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.66 ○市長(相羽英勝君)

人事評価というのは、民間と行政の人事評価というのは、かなり違うなど、こういうことはまず一つ持っておりますけれども、私自身も部内の幹部会議あたりで、やっぱり正規分布型の人事評価制度というのは余りよくないと、こういうふうに思っております。

むしろ、先ほどお話がありましたように、Sランクの人がゼロと、こういうことも、逆に一番下の人でもゼロというのは、おかしいわけございまして、むしろ一番下はゼロでもいいんですけれども、一番上のところは、それぞれの部門で1人や2人は、自分の部の最優秀職員というのをつくり上げるくらいのつもりで取り組んでいただかないと、ちょっとまずいんじゃないかと、こういうお話は幹部会議できちっとお話をさせていただいております。

あと、細かいことについては、また所管から回答をさせていただきます。

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

残り時間、ほとんどありません。

No.68 ○6番(山盛左千江議員)

最後に、下水道のところに入っていきたいと思います。

とどのつまり、下水道料金は値上げするというような答弁だったと思いますが、今回の議会に下水道料金の値上げ案を出そうと準備しておられたが、断念したというふうに聞いております。法規審査会まで2月8日に出されて、上程されなかった例はなかったと聞いております。

さて、その値上げ案を断念した理由は何なんでしょうか。

行革の中に値上げをする際には、市民に理解を得るよう十分、説明責任を果たすことというふうな付議事項も書かれております。その点についての説明を求めます。

さらに、徴収漏れの件が大変大きな問題になっているんだらうというふうに考えております。

ここで、値上げの前に市長、副市長、また担当部長におかれましては、給料の一部カットなど、そういった責任を明確に示した上で、このことにけりをつけ、値上げに踏み切る。そんなことも大変必要になってくるかと思えます。

そういった市民への理解の得方も一考かと思えますので、その件についても、ご答弁をよろしくお願いいたします。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

石川副市長。

No.70 ○副市長(石川源一君)

下水道料金の関係につきましては、市民の皆様、あるいは議会の皆様たちに大変ご心配をおかけいたしました。改めておわびを申し上げるところでございます。

今議会に下水道料金の条例の改正を上程しなかったというのは、これは今の時期に提案する環境にない。そういったふうで、私どもが判断したわけでございます。

それと、市長以下、部長級までの給料の減額をしてでも、市民の皆さんに示せということでございますが、これは私も一番冒頭に、この問題が出ましたときに、「適正に処する」ということで、答弁させていただきました。そういった部分で、適正に処してまいりたいと思っ

ております。

この場で報酬をすぐカットする、そういった答弁につきましては、控えさせていただきたいと思っております。

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

以上で6番 山盛左千江議員の代表質問を終わります。

ただいまの代表質問に関連する質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.72 ○5番(榊原杏子議員)

自主財源の確保についてふるさと納税の話がありました。お金の寄附に関してでありますけれども、それに関連して物品の寄附、寄贈の受け入れについてお聞きしたいと思っております。

かの有名な矢祭町、矢祭町では「矢祭もったいない図書館」の開設に当たりまして、全国から本の寄附を募りまして、40万冊近くの本が集まったというふうな、まあ美談として紹介されているので、皆様、ご存じの方も多いと思っておりますけれども、不要となったものを必要なところで、特に自分の愛着のある自治体で役に立ててほしいという思いを持つ人は多いと思っております。

ですが、積極的に寄附をする先を探して、行動する人というのは、割合が限られていますので、まあ眠ってしまっている、捨ててしまうということになりがちであります。

特に子ども関係、絵本や服、おもちゃ等は、あげられるところがあればと思って、しばらくとっておくという傾向も見られるようであります。

保育園等で、保育士さんたちが工夫を凝らして、手づくりのおもちゃやら飾りつけなどをされていまして、実に見事でいつも感心するんですけれども、備品等の予算がどんどん削られている中で、そういったことへの負担が増しているという声もあります。

以前に、木工業者の方から積み木を寄附されたと、たくさん積み木をいただいたということもありましたけれども、個別に積極的に申し出ていただける方の寄附を待つのではなく、募るという試みも必要と思っておりますが、自主財源の確保に関連して、このことへの考えをお伺いいたします。

それから、人口増加につながる魅力あるまちづくりということがありました。

一般的に人口増、移住促進策というと、これまでは若い子育て世代を誘致するということですが、考えの中心にありましたけれども、今はいわゆる2007年問題を契機として、ターゲットを定年後の移住というふうなことに当てた策も、各地で講じられております。

近隣でも、既にいろいろな策があります。具体的にはショートステイ、ロングステイなどの「移住お試し体験」、「空き家バンク」などの住宅あっせん、農地の提供、農ある暮らしに興味のある方が多いということで、就農に向けての研修等々、アイデアを競うように展開され

ているわけです。団塊世代誘致合戦が始まっているといってもいいでしょう。

定年後の移住志向について、田舎でのんびりというイメージは強いですが、利便性を求めて都市部にという人もいまして、当市が雑誌で団塊の住みやすい街として選ばれた、その雑誌の中には、適当に田舎で、適当に都会が住みやすいのではないかとというような分析もありました。

せっかく選ばれたのですから、ちょうどよいまちとして、こうした世代への呼びかけ、それから受け入れ体制を整える、そういった姿勢を示すことも必要ではないでしょうか。

また、それによって、逆にもっと田舎がいい、もっと都会がいいというふうに志向して出ていかれる方、そういうよその自治体の誘致合戦に奪われることの防止にもつながっていくと思いますけれども、こういったことへの取り組み、お考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

ちなみに、「住むのにちょうどいいまち」というフレーズを掲げて、住民誘致策を展開する兵庫県の赤穂市では、水道料金の安さというのを大々的に売りにしているそうです。

今、下水の話もありましたけれども、使用料の値上げについて、今議会に出すのは適正でないということでしたけれども、法規審査会にかけたというのは、今議会に出す予定だったのではないかとこのように思いますので、もう一度、その辺のことをお聞きしたいなと思います。そのことも含めてお願いをいたします。

それから、市長にお聞きしたいなというふうに思いますけれども、アメリカの大統領選挙が今注目をされていまして、簡単にいって、「私に任せてください」というようなタイプのヒラリー氏、それから「一緒に変えていこう」というふうに呼びかけるオバマ氏。

政策にそう差はないんではないかということも言われていますけれども、市長はどちらかといえば、どちらのタイプを志向するのか。どちらに近いと思われるか、お聞かせいただければと思います。

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.74 ○市長(相羽英勝君)

アメリカの大統領選挙と比較していただくと、大変私は光栄で、そんな器ではありませんけれども、ただ、私はヒラリーさんのキャリア、それからオバマさんの発想力、そういうものをミックスした形で私はいきたいと、こういうふうに思っております。

以上、答弁です。

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

石川副市長。

No.76 ○副市長(石川源一君)

下水道の関係条例を今議会に提案しなかったのはどういうことか。それから、研究会で法規専門委員会にかけたんじゃないかということですが、これは事務上の都合でございまして、市のことでありますので、上程を前提として審査会を開いたわけではございません。

上程につきましても、これはご推測でありまして、今はこの環境には整っていないと、そういうふうに判断をしたわけでございます。

終わります。

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.78 ○企画部長(宮田恒治君)

先ほど、人口増加策として、団塊世代の方も導入してはどうかということでしたけれども、確かに日本一に選ばれたことは、非常にうれしいことだと思いますけれども、こうした団塊の世代の方、それから少子対策の方の施策を支えてくれる方の年代も、人口増加策には加えなくてはいけないと思います。

こうしたトータルでバランスを考えながら、人口増加策を考えていくべきだと思います。

以上です。

No.79 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.80 ○総務部長(山本末富君)

寄附控除に関しまして、寄附金を受ける条例を制定しようと考えておりますけれども、その中に物品も取り入れている市町があるのかどうか、その辺は検討をしていきます。

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、6番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時38分休憩

午後1時再開

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番 一色美智子議員、登壇にてお願いいたします。

No.83 ○14番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、子育て支援の充実について。

1番目、いじめの現状と対策について。

文部科学省が昨年11月に公表した問題行動調査では、2006年度に学校現場で把握されたいじめは12万4,898件に上がり、前年の約2万件から6倍以上に増えました。

また、いじめが原因の可能性のある自殺者も6人いました。

いじめの件数は小学校約6万件、中学校5万1,310件、高校1万2,307件で、学年別では中1の2万4,023件が最も多く、いじめがあると回答したのは2万2,159校で、全体の55%でした。

具体的には、ひやかし、からかいが最も多く、初めて調べたパソコンや携帯電話による誹謗、中傷が中学生、高校生を中心に4,883件ありました。

自殺者は小中高で計171人、自殺当時の状況について、家庭不和、進路問題などから複数選択で回答を求めたところ、中学5人、高校1人のケースでいじめを挙げたうち、中学の4人では、いじめの項目のみを選択したそうです。

そこで、お伺いいたします。

いじめの問題は、今や何もめずらしいことではなくなり、毎朝、新聞を広げますと、いじめと交通事故の記事は嫌でも目にする問題であります。いじめられる側も、いじめる側も、ともに将来の日本を担う子どもであるだけに、見逃すことのできない深刻な問題であると受けとめております。

そこで、第1点としてお伺いしたいのは、本市におけるいじめの現状であります。

幸いに、生徒、児童が自殺したといったケースは発生しておりませんが、だからといって、本市の小中学校にいじめが1件もないといったことは考えられないのであります。本市におけるいじめの実態を把握しておられるかどうか、把握しているとすれば、その実態はどうなっているのか、現状についてお話しください。

次に2点目、インターネット、携帯電話、セキュリティ教育についてお伺いいたします。

児童生徒が学校や友人の話題を自由に書き込める非公式のインターネット掲示板、学校裏サイト、2006年度のネットいじめは約5,000件に上がり、本人の知らない間に悪口やデマが、不特定多数に広がっている実態が浮き彫りになりました。

文科省によると、中国地方の中学2年の女子は、友人のブログに同級生の悪口を匿名

で書き込んだところが、この相手らから暴力を受け、自分への中傷を別の掲示板に書き込まれた。学校側が間に入り、保護者も呼んで、双方が謝罪した。

小学4年の男子は、球技大会で負けた腹いせに、同級生に「おまえのせいで負けた。死ね」などとメールを送信。

ある女子中学生は、ブログの掲示板に自分の顔写真とアダルト画像を組み合わせたものを掲載され、コピーがネット上で出回った。

神戸市で昨年7月に私立高3年の男子生徒が自殺し、同級生が逮捕された事件では、お金の要求に携帯メールが使われ、サイトに生徒の裸の画像や、中傷の書き込みが掲載された等々、インターネットや携帯電話が子どもたちに与える影響を危惧する声が、専門家や教育現場から上がっております。

現代の生活に欠かせなくなったインターネットの利用は、大人だけでなく、子どもたちの生活にも必要とされており、そして、それはパソコンのみならず、今や携帯電話でもインターネットの利用が可能になり、そのためにインターネット絡みの事件が相次いでおります。

この裏サイトの実態に基づく対応策が求められているのが現状です。インターネットの便利さや楽しさとは裏腹に、保護者が知らない間に子どもたちにとっての有害情報や、悪い大人たちにダイレクトにつながってしまう危険性が背中合わせであります。

本市の小中学校における情報モラル授業や、セキュリティ教育については、どのように取り組まれているのでしょうか。大人が子どもを守れない危険性が多々あることから、保護者への対応も必要だと考えます。

子どもたちのインターネット利用による事件、トラブルが起きないために、子どもたちを悲劇から守るために、児童生徒、そして保護者へも専門家による情報モラル授業、セキュリティ教育の導入を提案いたしたいと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

3点目、近年のいじめは、1、陰湿化。2、相手を選ばない。3、ネット上で一方的に行われる上、対策が難しい。4、ゲーム感覚で快楽主義的などの傾向が指摘されています。未然防止には大人の取り組みとともに、子ども自身の意識も重要になると思います。

ここで、他の市町の事例を少し紹介したいと思います。

茨城県の下館中学校では、「君を守り隊」運動を行っています。生徒の主体的取り組みで、いじめや不登校、暴力行為などの問題行動の未然防止と解消のために、生徒同士による人間関係づくりや隊員への悩み事相談の呼びかけ、パトロール、声のポスト設置など、生徒が主体的に課題解決に取り組んでいます。

また、千葉県市川市では名田中学校とほか1校で、自主的にオレンジ色のリボンを身につける取り組み、「オレンジリボンキャンペーン」と呼ばれる取り組みを現在実施しています。

全国で相次ぐいじめ、自殺に胸を痛めた生徒会が、学校からいじめ、自殺を出したくないと企画したのがきっかけで、周りに相談しやすい雰囲気をつくったり、いじめに気がついて、生徒がとめに入りやすくするのが目的です。

いじめを「しない・させない・見逃さない」というキャッチフレーズを掲げ、いじめを未然に防ぐことを目指しています。「いじめに反対します」との意思表示のあかしとして、リボンを制服につける運動です。

生徒からはリボンをつけることで勇気がわき、ちょっかいやからかいなどにも、そういうことはやめようとの声が出るようになった。明るくいじめのない学校にしたいとの声が多数出ている。取り組みをスタートさせてからは、校内でいじわるな行動はやめようとの機運が自然発生的に高まったとのこと。

また、いじめレスキュー隊の設置です。兵庫県川西市では、子どもたちの問題を解決するための第三者機関としてオンブズパーソンを設置して、成果を上げています。学校の中だけ、また学校と教育委員会、保護者だけでいじめの解決に努力しても、関係者にしこりが残り、なかなか思うような解決に至らないのも現実です。

そこで、いじめられた、いじめに気づいたときに、だれでも安心して相談でき、公平に当事者の話を聞いた上で、最後まで子どもに寄り添って問題解決に力を発揮する第三者が必要と考えます。レスキュー隊の設置等、本市において他市のこうした事例を導入する意思はないか、お尋ねいたします。

2番目、自転車の安全利用について質問をいたします。

自転車は手軽で便利な乗り物です。しかし、ルールとマナーを守らないと、時には思わぬ事態を招きかねません。

平成16年度の警察庁交通局の調べによると、自転車常用中の死傷者は年々増加し続け、16年には19万人余り、これは交通事故死傷者全体の17.1%に当たり、自動車に次いで2位を占めています。

さらに、自転車常用中の軽傷者も一貫して増加傾向にあり、10年前の平成6年と比較すると、1.48倍にも上がっています。

これらの背景には、運転者のモラルの欠如だけでなく、交通ルールに関する知識不足も原因との指摘があります。子どもときからの正しい交通ルールの修得とマナー向上を図る取り組みが必要と考えます。

自転車マナーの向上、自転車の正しいルールを身につけてもらうため、小学生を対象に筆記テストを行い、実技講習を受けて「自転車運転免許証」を発行してはどうかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、防災対策についてお尋ねいたします。

1番目、災害時の地域のリーダー育成についてであります。

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などで自力で脱出できなかった人の8割以上が、近くの住民に助けられた。公的機関も同じ被災者であり、頼りになるのは隣近所であったとの教訓を得ました。

災害時には、まずみずからが避難する自助、次に互いに助け合う共助、さらに消防や警察、役所などの公助が基本とされています。

今日、少子高齢社会を迎える中、大きな発展が期待できない社会、経済状況があります。共助を標榜した施策である協働のまちづくりがスタートしております。現在、本市には121団体の自主防災組織が誕生しており、地域の防災力の底上げを図るための努力がなされていると聞いております。

災害の初期対応力を高めることは当然として、平常時に身につけた知識と実践力を生かし、それぞれの地域で住民の防災意識の啓発や訓練に努めることも重要と考えます。

災害発生時には、消防や自衛隊など公的支援が到着するまでの間、地域や職場で人命救助や避難、誘導に当たることや、避難所運営などを中心的に担う役割も期待されます。

このようリーダー的人材を育成する時期が来ているように考えますが、本市における現状や人材育成の基本的な考えをお示ください。

2番目、災害と女性施策についてお尋ねいたします。

まず、防災や復興対策に女性の視点を取り入れることについてであります。被災地における女性の人権が緊急課題として国際的にも取り上げられ、我が国においても国の防災基本計画の修正に盛り込まれたとのことであります。本市においても、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立が必要だと思えます。

そこで、防災体制の確立に向けた関係部署の取り組み、方針をお示ください。

3番目、本市の防災や復興対策分野への女性の配置の現状と今後の方針についてお尋ねします。

本市における女性の配置の現状と取り組んでいる業務内容、さらに今後の課題、中でも女性の人材育成についてお示ください。

次に、高齢者・障害者対策について。

1番目、市役所、文化会館の障害者・ハートプラス専用駐車場に屋根の設置についてお伺いをいたします。

車いす利用者の方からの要望がありました。駐車場に屋根がないため、降雨時に大変に苦勞をしてみえるそうです。障害者の方が安心して駐車場を利用できるように、障害者専用駐車場に屋根の設置について、当局のご所見をお伺いいたします。

2番目、災害時要援護者支援対策の取り組みについて。

1月21日に福岡県北九州市のほうへ要援護者対策について、安心・安全まちづくり対策特別委員会の行政視察に行っていました。災害時に自力で避難できない高齢者や障害者など、災害時要援護者に対する支援体制の整備が遅れていると思われまます。

そこで、お伺いいたします。

1点目、2007年3月の能登半島地震で、震度6強を観測した石川県輪島市は、死者1人、重傷者46人、全半壊した建物は1,599に上がるなど、大きな被害に遭いました。

その中で、65歳以上が約半数という市内でも特に高齢化が進んでいた門前町地区では、死者、行方不明者ともにゼロで、地震発生から数時間後にはすべての高齢者の安否確認がとれていたそうです。

それは同地区が日ごろから行政と民生委員が協力し、要援護者の情報を把握していたためだった。寝たきりは桃色、ひとり暮らしは黄色といったぐあいに色分けし、書き込んだ独自のマップが役に立ったそうですが、本市においてこのようなマップづくりのお考えをお聞かせください。

2点目、川崎市は昨年12月から災害時要援護者支援制度をスタートさせました。要援護者を地域の町内会や自主防災組織でサポートする試みです。

制度の流れは、1、要援護者またはその家族から市へ名簿を登録してもらう。2、名簿を要援護者の地元の町内会や自主防災組織、民生委員などに提供する。3、災害時には町内会らが要援護者の安否確認や避難支援を行うというものです。登録は区役所、地区健康福祉ステーションで受け付け、2007年12月までで467人が申し込んだそうです。

今回スタートした避難支援制度は、さらに一歩進め、要援護者の名簿を町内会などに提供しておくことで、日ごろから互いに交流する機会をつくり、地域の防災力を高めようという試みです。

日常の触れ合いの中で、要援護者一人ひとりに合った災害時の避難支援を決めてもらう。地震などの突発的な災害の場合は、職員だけでは絶対に対応できません。地域で助け合う共助の仕組みが重要だと思います。

制度実施に当たり市が特に注意を払ったのが、個人情報の取り扱いでした。市は今回、本人またはその家族が登録を申し込む手挙げ方式を採用いたしました。

また、ある自主防災組織では、既にほぼすべてのひとり暮らし高齢者の緊急連絡先や、かかりつけ医などの情報を把握している個人情報の書かれた連絡票は封をしたまま、提出してもらい、緊急時にのみ開封するようにしている。個人情報が適切に管理されていると、住民からも安心されています。

本市でも、このような災害時要援護者避難支援制度の実施のお考えをお示してください。

3番目、ごみの訪問回収について。

ごみの回収を家庭に訪問して行うことについて質問をいたします。

ごみは指定の場所に、指定の日時に出すのが当然のことです。でも、それは健常者の常識であります。しかし、集積場へのごみ出しが困難な高齢者や障害者の存在を忘れた常識ではないでしょうか。

茨城県のある市では、自宅まで直接家庭ごみの回収に出向く、触れ合い訪問収集を行っています。収集は火曜日と金曜日の週2回、市の委託職員が玄関先で一声かけてから、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみを回収します。

市では本人の申請と民生委員の報告をもとに審査し、屋内への立ち入り同意書の提出を受けて、対象者を認定しておりますが、職員がごみの収集に当たる一方で、介護を必要とする高齢者や障害者の安否や健康状態を確認できるという効果もあるそうです。

高齢者や障害者の世帯の増加する傾向の中で、一律の施策ではなく、視点を変えて判断することも必要であると痛感いたしますが、こうしたごみの訪問回収の実施についての

お考えをお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

No.84 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.85 ○教育部長(野田 誠君)

1点目のご質問、子育て支援の充実につきまして、順次お答えさせていただきます。

まず、いじめの現状と実態についてでございますが、昨年末、いじめが社会問題として大きく取り上げられました。豊明市といたしましては、いじめはどこにでも存在する、いじめは絶対に許さないという考えに立ち、地域、家庭、学校が一つになって、いじめ撲滅の取り組みを展開しているところでございます。

いじめの現状といたしましては、18年度は110件、今年度は2学期までで114件です。いじめと認識したものすべてを報告することにしております。その報告をもとに人権や個人情報に十分配慮しつつ、情報の共有、指導、支援の共有に生かしているところでございます。

続いてのネットいじめ関連ですが、昨年4月から2月までに小学校で2件、中学校で6件、合計8件のネットいじめを把握しております。携帯メールによるいたずらや悪口、掲示板への書き込みがそのほとんどです。これらのケースは発見しにくく、指導しにくい面がございます。

教育委員会では教員に対する情報モラル研修を実施したり、情報モラルの指導という指導事例集を各学校に配布したりしております。

各学校では県警によるサイバー犯罪防止講話や情報モラル教材を使った情報モラル授業を実施し、正しいルールやマナーを教えると同時に、その危険性も指導するようにしております。

今後もネットによる人権侵害が増加することが心配されます。学校だけでなく、家庭へも呼びかけを行い、連携して情報モラル教育、セキュリティ教育、そして基幹となる人権教育をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

続いてのオレンジリボンなどについてでございますが、まずもって貴重なご意見、ありがとうございました。

本市でのいじめ撲滅の取り組みでございますが、昨年度、3中学校生徒会が自分たちでいじめをなくしていこうと考え、3中学合同生徒会を開催いたしました。「日本一 いじめのない街 豊明市」というスローガンを決定し、あいさつ運動や掲示物作成等で全生徒に呼びかけました。

本年度は、それをさらに発展させ、小学校の児童会と中学校の生徒会が合同で小中合

同生徒会を開催し、連携して、いろいろな問題の解決に当たっていこうという取り組みがなされました。

最重要課題の一つがいじめ問題でした。そこで、小学校と中学校が連携し、朝のあいさつ運動を中心とする「ひまわり運動」を実施し、全児童生徒にあいさつや啓発ポスター等を通じて、いじめ撲滅運動を展開いたしました。

今後も他市の取り組みを参考にしながら、児童生徒の自主的な取り組みを支援し、いじめ撲滅に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続いての自転車の安全利用についてでございますが、最近、自転車の飛び出し等による交通事故が発生しております。各学校では交通安全教室を開催し、警察の方や防災安全課の方からご指導をいただいております。担任や交通安全主任を中心に学級指導や全校指導をしたりして、自転車の乗り方の指導を積極的に進めています。

また、安全で体に合った自転車に乗るように、自転車点検も適宜実施しております。

さらに、平成20年6月20日から道路交通法が一部改正され、普通自転車の歩道通行のルールが変更されます。13歳未満の子どもの自転車乗車時のヘルメット着用が、保護者の努力義務になります。

児童生徒に対して、ルールの変更内容をわかりやすく示し、ルール意識の啓発をするとともに、ご意見を参考にしながら「自転車安全利用五則」、5つの規則、「自転車安全利用五則」などを利用して、危険回避能力を高める指導を繰り返し行っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

終わります。

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.87 ○総務部長(山本末富君)

それでは、総務部所管の2点につきまして、順次ご回答を申し上げます。

まず、1点目の防災対策でございますが、災害時の地域や職場のリーダー育成につきまして、昨日の代表質問の中にもございましたように、今までは町内会のほうに、市内全域に自主防災組織が19年度で設立されました。今までが創設期であったのに対して、いよいよ20年度から充実期に入ってくるというふうに考えております。

それで地域のリーダー養成が、まずもって急務であると考えております。防災体制の強化を図るには、各地域の自主防災組織が相互に応援、協力体制の連携、情報交換等ができる自主防災連合会を設置し、防災力向上のため中核となるべき地域のリーダーを養成、強化して、地域でリーダーシップを発揮していただき、自主防災組織や住民に対する訓練指導、防災知識の普及啓発を図ります。

また、地域で行います自主防災組織の訓練、そのほか防災訓練時に、地域のリーダー

養成訓練なども行っていきます。

2点目の災害と女性施策、それから3点目の本市の防災や復旧対策分野への女性の配置の現状と、今後の方針につきましては、まとめて回答を申し上げます。

豊明市地域防災計画に基づいて、災害発生時、災害発生の恐れがある場合、被害の状況により非常配備体制を全職員に発令し、招集いたします。

男女の性差なく、女性職員も災害情報センター、避難所、現地連絡所等に配備し、災害対策活動にかかわります。

女性職員の人材育成につきましては、新人職員を対象とした防災研修、災害対策本部設置訓練、さらには水防訓練に多くの女性職員が参加しております。

今後も訓練を通して、女性でも災害時に対応できる人材育成を図ってまいります。

2点目の高齢者・障害者対策につきましてはでございますが、市役所、文化会館の障害者・ハートプラス専用駐車場の屋根の設置についてでございます。

障害者専用駐車場は、玄関入口に近く、しかも安全な場所への設置が基本でございます。が、現在の市役所北側の駐車位置は、決してベストとはいえません。これは、既存の植栽、石碑、避難の際の救助袋の固定箇所スペース、あるいはひまわりバスの発着バスの確保などを考慮した結果であることを、まずご理解をいただきたいと思っております。

ご質問にあるように、特に車いすを利用される方々にとって、雨天時などは屋根があれば便利であり、人にやさしい施策の一助にはなりますが、バリアフリーを一步進めたユニバーサルデザインの発想、すなわち専用駐車場から正面もしくは北玄関に入るまでのスロープを含めた導線上にも、アーケードのような屋根のついた形態にすることが最良と考えます。

しかし、この場所には、投資経費は多大になることが予想されますので、まず原点に立ち返り、玄関に近くて安全に出入りが可能な駐車位置を確保できないか、検討をさせていただきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

寺嶋健康福祉部長。

No.89 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

それでは、高齢者・障害者対策の2点目の災害時要援護者支援対策の取り組みについて、2点お尋ねいただきましたので、まとめてお答えをさせていただきます。

災害時要援護者対策につきましては、まずひとり暮らし高齢者など日常生活において支援を必要とする人、いわゆる要援護者に対して、災害時などに地域での支援体制を推進するために、先ほど議員が壇上で事例として挙げられた神奈川県川崎市の川崎市同様、平成19年12月に「豊明市災害時等要援護者支援制度実施要綱」を制定いたしました。

これは、要援護者の方に住所、氏名、生年月日、それから必要な支援の内容等の個人情報登録していただき、災害時などに地域で支援していただく方に開示していくということで、避難誘導などの援助を受けやすくするものでございます。

この登録制度を推進するために、豊明市民生児童委員協議会の皆様方の協力を得て、昨年12月から地域の民生児童委員さんがひとり暮らしの高齢者のお宅を戸別訪問して、災害時要援護者台帳への登録、支援者等への情報提供の同意を確認しております。

ちょうど昨日、NHKのテレビで議員も見られたかもわかりませんが、他市の状況でございましたけれども、登録制度の様子を放映しておりました。全く本市も同様に、民生委員さんが戸別訪問して、いろいろとご理解を得るということを実施いたしております。

この制度の対象者は、災害時に家族等の援助が困難な方、具体的には75歳以上のひとり暮らしの高齢者、それから2点目として寝たきりの高齢者、それから3点目が身体障害者手帳1、2級を所持してみえる方、それから4点目が療育手帳A判定の方、5点目といたしまして、その他市長が支援を必要と認める方という区分けをしております。

それで、この制度の周知等につきましては、昨年12月の市広報や町内会の回覧文などで啓発しております。

この制度の登録者は、本年1月末で688人でございます。

それから、今後につきましては本年7月ごろ、例年、民生児童委員さんの夏季慰問といましようか、友愛訪問活動を実施しております。障害者の方の把握にも、これで努めたいと思っております。

それで、議員がご提言のGISによるマップづくりにつきましては、まずこの名簿の整備に努めたいと思っておりますので、マップについては今後の課題と考えております。

それからさらに、この名簿の管理等につきましては、民生児童委員、地域、それから社会福祉協議会に毎年、登録者を更新をした内容でお渡しする計画でございます。

地域につきましては、今後、自主防災組織に連合会が組織されると聞き及んでおりますので、連合会が組織されましたら、ご協力のほうを依頼する予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

No.90 ○議長(堀田勝司議員)

後藤市民部長。

No.91 ○市民部長(後藤 学君)

高齢者・障害者対策についてのご質問のうち、ごみの訪問回収についてお答えをいたします。

現在のところ環境課へは、ご質問のような問い合わせは、年に1回あるかないかというような状況であります。

また、高齢者福祉課のほうに照会いたしましたところ、ごみ出しが困難な高齢者は、介護認定を受け、ヘルパーに依頼している方がほとんどということであります。

それからさらに、社会福祉課のほうに障害者についてお伺いいたしましたけれども、ごみが出せないような障害者の方は、健常者と同居していることが多いので、余り問題はないのではないかというようなことでもありました。

ただ、このような状況を聞いて回っているうちに、中にはシルバーにお願いをしている方もおられる。あるいは、NPOや民生委員の方に出していただいているというようなことがあるやに伺いましたので、そういうことがあるようであれば、ほかにもごみ出し困難者の方がいらっしゃる可能性はありますので、一度、民生委員等のご協力をいただいて、きちっとした調査を行いたいというふうに考えております。

その中で必要性があれば、この制度の実施に向けて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

No.92 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.93 ○14番(一色美智子議員)

全般にわたりご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、子育て支援の充実についての1点目、いじめの現状と実態についてですが、いじめの現状として18年度は110件、19年度は2学期までで114件とお聞きいたしました。この中でいじめが原因で学校に行けなくなった不登校の人員と、その児童生徒にどのような対処されたか、お聞きいたします。

No.94 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.95 ○教育部長(野田 誠君)

いじめが関係する件数につきましては、今年度1月末までに中学生で5名、小学生はおりません。

その対応ですが、学校といたしましては、職員がまずチームを組み、学校復帰に向けて

保護者と連携をし、支援をしております。

学校復帰に時間がかかるとされるケースには、適応指導教室、フレンドひまわりの紹介や、児童課、家庭相談員、スクールカウンセラーとの面談等も進めております。

まずは、子どもの気持ちをしっかりと受けとめ、問題の解決、学校復帰ができるように支援しているところでございます。

終わります。

No.96 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.97 ○14番(一色美智子議員)

はい、ありがとうございます。

次に、2点目の情報モラル授業、セキュリティ教育の導入の件ですが、やはり啓発が大事だと思います。

インターネット、携帯電話が及ぼす子どもへの危険性等、大変に今、子どもを取り巻く環境は悪化しております。その対応の一つとして、PTAとの連携が大変に重要であると考えますが、通常的に、また定期的に、そういう連携が行われているのかどうか、お答えください。

また先ほど、教員のほうには情報モラル研修を実施しているとのことですが、保護者、大人への対応として、保護者会やPTA懇談会等の折に専門家を呼んで、大人たちへの情報モラル教育、セキュリティ教育を行ってはとありますが、どうでしょうか。

No.98 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.99 ○教育長(青木三芳君)

保護者の方との連携ということですが、これはもう欠かすことができません。

学校で子どもたちの様子を見守ることができるのは、やはり限界があります。それから、家庭のほうで当然見守っていただかなければなりません、それにもやはり限界があります。さらには、家庭それから学校以外のところでも、子どもたちを見守っていただかなければなりません。ですから、子どもたちを取り巻く大人の連携というのは欠かすことができません。

だから、先ほどお話をいただきました保護者との連携、そういった協議の場というのは持っております。

もちろん文書発信というような、そういったこともありますし、学校評議員、あるいはPTAの総会、学級懇談会、あるいは個別懇談会、そういった折等について、それぞれ個々のケースについて、ご相談させていただくというようなこともございます。

以上です。

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.101 ○14番(一色美智子議員)

はい、ありがとうございます。

いじめの問題は、今後も慎重に対応していただきたいと思います。現場が直面している課題は、もう本当にさまざまです。今、最も悩み、悲鳴のような叫びを発している子どもたちや、保護者、また教員の方々への支援は、待たなしの課題だと思えます。

子どもの幸せのためとの視点で、先ほど言われましたように「日本一 いじめのない 街 豊明市」のスローガンのもと、絶対にいじめは許さないとの姿勢で、今後もより一層の努力をしていただきますよう要望いたします。

2番目の自転車の安全利用についてですが、自転車の運転マナーが身につけていないだけでなく、交通ルールに関する知識が不足している子どもが多いと思われます。

本市は中学校への通学を自転車で行っている中学校もあり、小学校のときに授業の一環として自転車実地教習、実地訓練が必要だと思えますが、どうでしょうか。ご答弁ください。

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.103 ○教育長(青木三芳君)

中学校のほうで自転車通学をしておりますのは、2校であります。

本年度ですと、豊明中学校のほうは20名、676名中20名ですので、パーセンテージで言いますと3%程度かと思いますが、沓掛中学校は670名中340名です。ですから、50%強という生徒が自転車通学をしております。

そういった関係等もありまして、沓掛中学校はとりわけ、日ごろの自転車乗り、あるいは休みのときの部活動等への移動の自転車乗りだけにとどまらず、通学に供しておりますので、かなりてこを入れて、力を入れて、子どもたちへの自転車乗りについての指導等を行っております。

法改正等につきましても、この6月から始められますので、先ほども「五則」というような、そういったこととお話をさせていただきましたが、子どもたちにもその「五則」等につきましては、図入り等でも示しながら、今、話、指導をしているところでございます。

以上でございます。

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.105 ○14番(一色美智子議員)

朝、自転車に乗って中学校まで行くのが危なくて、自転車に乗って行けないという現実があると、先日、お聞きいたしました。尊い命を守るためにも、今後も交通標識の意味や横断歩道の正しい渡り方などを、具体的に指導していただきたく、そして安全・安心のまちづくりを進めていただきたいと思います。

次に、防災対策についてですが、災害時には必ず女性が必要です。他の市町では、まだまだ男性中心でというところもありますが、本市では現行、男女の性差なく配置していただいております。4月になりますと、人事異動もあると思いますが、今まで以上に女性の人材育成を要望いたします。

続いて、高齢者・障害者対策についてですが、先ほど 688 人とお聞きしましたが、この内訳を詳しくお話してください。

No.106 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.107 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

688 人の内訳ということで、民生児童委員協議会は3地区に、いわゆる中学校区に分かれておりまして、沓掛地区においては 134 人の方に登録していただいております。このうち、ひとり暮らしの方につきましては 67 名、それから寝たきりの方が7名、身体障害の方が 14 名、あと、その他という方が 37 名。

豊明地区につきましては282名、登録していただきました。そのうち、ひとり暮らしの方が207名、寝たきりの方が10名、身体障害者の方が14名、知的の方が1名。まあその他ということです。

それから、栄地区におきましては、272名の方に登録いただき、ひとり暮らしは143名、寝たきりの方は14名、身体障害の方が29名、知的が1名、まあその他ということで、トータルして688人のうち、ひとり暮らしの方が約6割の417名ということで、寝たきりの方は31名、身体障害は57名という状況でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

No.108 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.109 ○14番(一色美智子議員)

先ほど、民生児童委員の戸別訪問、ひとり暮らしの家庭訪問ということで、友愛訪問活動という話でしたが、民生児童委員の方に任せてやるんでしょうか。ご答弁願います。

No.110 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.111 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

毎年、夏と冬という形で年末慰問と、それから夏が夏季慰問という形で、友愛訪問は民生児童委員の方をお願いしております。

以上です。

No.112 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.113 ○14番(一色美智子議員)

あと、先ほどまた、まず名簿づくりに全力をということですが、いつ来るかわからない災害

に対して、いかに早く災害から助けていくということが大事だと思いますが、名簿をつくってからでは遅いと思います。

名簿は名簿でつくっていただいて、ほかに併用してやるのが、できることがあると思いますが、その辺のところをどうお考えでしょうか。

No.114 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.115 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

既に、高齢者の方、ひとり暮らしの方につきましては、日ごろから民生委員さんに時々訪問していただくとか、それから地域でやはり近隣の方と親しくしていただく。

それから、介護等を受けてみえる方は、ヘルパーのほう把握しておりますし、また社会福祉協議会のほうで自立支援という形で、介護認定に近いような方も訪問させていただいておりますので、そういう方々が一応把握しているということで、台風時においても、そういう方については事前に備えていただくとか、事後についても確認をさせていただいております。

もちろん、その名簿をまず第一には考えておりますし、それから以前にもお話しておりますけれども、近隣市町とか市内にも身内の方がおみえになる方も、おみえになるものですから、このひとり暮らしと、純然のひとり暮らしの天涯孤独という方は、非常に少ないというふうに聞き及んでおります。

ですので、そのあたりの連携も、これからも強めていきたいと思っておりますので、先ほどお話ししたように、本人の同意を得た中で今、名簿を作成しているということでございます。

以上です。

No.116 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.117 ○14番(一色美智子議員)

先ほど、自主防災連合会の設置とお聞きいたしましたが、連合会設置の見込みはいつごろですか。

また、その動きはどのようなものですか。ご答弁願います。

No.118 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.119 ○総務部長(山本末富君)

連合会のほうは年度内、20年度内には、遅くとも設立したいというふうに考えております。

それで、動きのほうは新年度の4月以降、役員さんがかわる地区が多々ありますので、そういったところを見きわめながら、進めていきたいと思っております。

No.120 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.121 ○14番(一色美智子議員)

はい、ありがとうございました。

何か問題があったからではなく、災害は突然起こることで、最小限に抑えることはできません。これを最小限に抑えようとすれば、多額の費用がかかります。

大事なことは、災害が発生したときに、いかに早く被災者を救済できるかというシステム内容をつくり、短期間に見直し、更新することが大事だと考えます。連携対策がいつでもとれるよう、積極的なシステムの構築を要望いたします。

次に、高齢者・障害者対策についてですが、先ほどのごみの回収の件ですが、これから高齢化が進んでいくと思いますが、このようなニーズがあれば、ごみの収集を行う考えはありますでしょうか。

No.122 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.123 ○市民部長(後藤 学君)

先ほども申し上げましたように、シルバーさんや民生委員にお願いをして、ごみの収集をしていただいている方がいるというようなお話も聞いておりますので、今一番問題なことは、そういうごみ出し困難者の方がいらっしゃるのか、どのくらいいらっしゃるのかということが、把握できていないということですので、先ほど健康福祉部長のほうからもお話があり

ましたように、民生委員の方が夏季と、それから年末に慰問に回られるそうですので、そういった折に、よく事情を聞いてきていただいて、実情に合ったやり方でできるように検討したいというふうに思っております。

No.124 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

残り時間、わずかです。

No.125 ○14番(一色美智子議員)

はい、わかりました。

次に、障害者・ハートプラス専用駐車場の屋根の設置の件ですが、いつごろにつくっていただけますでしょうか。ご答弁願います。

No.126 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.127 ○総務部長(山本末富君)

こちらのほうは予算が伴いますので、何年という言い方は非常にしづらいですが、財政が許すようになったときといいますか、その辺は、あるいはもう一つは、バス停とかほかの要因、救助袋というんですか、あれの位置が変えられるようになる、そういったようなほかの要因がありますので、そういった中でいろいろ考えていきたいと思えます。

No.128 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.129 ○14番(一色美智子議員)

はい、ありがとうございました。

予算の問題もあると思いますが、これはもう絶対に必要です。また、市役所だけではなく、文化会館、図書館と、順次に行っていかなければならないと思えます。

そのためにもユニバーサルデザインを取り入れ、安心して生活や外出ができるよう、ま

ずは市役所の障害者・ハートプラス専用駐車場に屋根の設置を強く強く要望いたしましたし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

No.130 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、14番 一色美智子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時休憩

午後2時10分再開

No.131 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 杉浦光男議員、登壇にてお願いいたします。

No.132 ○4番(杉浦光男議員)

質問させていただきます。

行政経営は、人材と財政が必須の条件であると思います。財政の問題については、今回の一般質問で多く語られてきました。私は人材を中心に質問させていただきます。

各施策が効率的、かつ効果的に実現できるかどうかということは、施策を遂行する人にかかっています。豊明市の運命を握っていると言っても過言ではありません。

豊明市に奉職された職員の皆様は、自分の一生の仕事として本職場を選択されたはずで、本市の諸課題に責任と自信と誇りを持って取り組んでいただきたいと思います。

さて、私が冒頭に申し上げました人材と財政のうち、人材については従来の人材育成のあり方を見直し、地方分権時代にふさわしい職員育成の方向性を示すものとして、平成15年4月、豊明市人材育成基本方針実施計画が策定されました。豊明市当局が組織体として行政経営の担い手となり得るかは、人材育成がカギであろうと思います。

当豊明市人材育成基本方針実施計画に「21世紀を担う職員の育成を目指して」と、表紙に掲げられております。まさに、21世紀を担う誠の職員であってほしいと、一市民として願うものであります。

私は、育てられる個々一人ひとりをベースに置いた人材育成のキーポイントを、次のように5つの場を踏んで考えます。

順番に5ついきます。

頑張れば到達することのできる目標があること。

その目標に向かって一生懸命働くこと。

目標が達成できたこと。

そのことが公正公平に評価されること。

次の高い課題への意欲、やる気につながること。

最後のこの意欲、やる気こそが多様化、複雑化する市民ニーズに適切に対応し、課題に挑戦できる源泉であろうと思います。

本人材育成実施計画は、平成 19 年度を一つの節としています。

そこで、どのように人材育成がなされてきたか伺います。

その1、勤務評定制度、研修成果とリンクした人事管理、庁内公募制度、多様な人材確保など、人事管理システムの確立について伺います。

その2、どのように研修を強化し、人材育成をなし得てきたか。また、職員が意欲的に職務に取り組み、成果を上げることができる職場環境の構築をしてきたか、伺いたい。

最後に、平成 15 年度から5年間の実践の中で見つけ出した問題点とそれの見直し、また内容の充実を図るための諸課題を伺いたい。

続いて、学校生活における子どもの安全について伺います。

学校の施設、設備、遊具等は危険が潜んでおります。各学校で保守、点検、整備に努めていることは理解しております。しかし、子どもの安全にかかわることは、細部にわたって細やかな点検が必要であります。

ここでの質問は、校舎の安全、特に転落防止です。屋上、窓、ひさし等、落下の可能性がある場所について、大人がハード面でカバーすることが責務であるからです。

次のことを伺います。

各学校で安全点検の実際はどのようになっているか。

構造上の問題はないか。

次に、学校給食の安全・安心の問題について伺います。

〇ー157、ノロウイルス、昨今の輸入食材などによる食中毒事件、これらは学校給食の安全性が脅かされていると言っても言い過ぎではありません。食の安全をどのようにして確保するのか、学校、各家庭、自治体で考えていかななくてはならない時代に入っております。

調理過程や流通ルートのあり方、地産地消、食育の重要性にかんがみて、次のことを伺います。

栄養教諭の配置と役割について。

食材の原料や製造過程の検査体制はよいか。安全は確認されているか。

最後に、中学生海外派遣事業の推進について伺います。

これは、昨日の月岡議員の質問で、市当局の考えは一応お聞きしております。再度、私なりに質問させていただきます。

本事業は 16 回目という歴史を持ち、その実績を積み上げ、たくさんの生徒を送り出してきました。生徒にとって感動と成成感、その後の生徒の進路にも大きな影響を与えてき

たものと、私は確信をしております。

教育として行うところに意義があるのです。観光旅行では全然意義はありません。単に踏襲型でなく、この問題については継続は力であると言ってもいいと思います。

受け入れ先の事情があったにしても、それを克服し、本市の特色ある事業として継続の方向で努力していただきたい。次世代を担う子どものために、豊明市にとって大きな財産であろうかと、私は考えます。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

No.133 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.134 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、人材育成の取り組みについて、3点に分かれておりますけれども、まとめて回答を申し上げます。

市が豊明市人材育成方針を策定いたしました平成14年当時は、急激な少子高齢社会の到来や、環境問題や、それから情報技術の進展などによって、その枠組みが大きく変化しておりました。

その一方で、行政改革の推進や、長期にわたる経済不況に伴う財政事情の悪化、さらには平成12年4月の地方分権一括法の施行、市民ニーズの高度化などにより、行政を取り巻く環境や、行政の果たす役割は急激な変化を遂げています。

こうしたことにより、地方自治の担い手としてさまざまな課題に積極的に取り組むことが、これまで以上に期待されるようになりました。

そうした中で、職員一人ひとりの意欲の向上を図り、その能力、可能性を引き出し、組織としての総合力を高めることを目的に、市の人材戦略として豊明市人材育成方針を策定いたしました。

翌、平成15年には、この豊明市人材育成方針を具体化するため、豊明市人材育成方針実施計画を続けて策定いたしました。

この実施計画は、46項目から構成されております。議員がご質問の各項目について、その進捗状況のご説明を申し上げたいと思います。

まず勤務評定制度ですが、今は「人事評価」に名称を変えて実施していますが、平成16年度に着手して以来、制度の改正を加え、平成19年1月から勤務成績による査定昇給を実施いたしました。さらに、平成19年6月には、勤勉手当を成績率により支給する方法を開始いたしました。

次に、庁内公募制度についてですが、平成 15 年度からこの庁内公募制度を始めております。15 年度には、課長のポストなど 18 ポスト、それから 16 年度には課長のポストを始め9ポスト、最近では、18 年度は同じく課長ポストなど全部で3ポスト、それから 19 年度に至っては、課長ポスト始め合計3ポストを公募いたしました。

そして続いて、多様な人材確保については、平成 15 年度新規採用職員から年齢要件を 25 歳までに拡大し、現在に至っておりますが、キャリア採用の可能性と方策については、引き続き検討を重ねていきたいと考えております。

研修の強化については、研修は自己啓発が基本であることから、平成 17 年度には通信教育助成事業、18 年度からは自主研究グループ助成事業を立ち上げました。

また研修センター、それから市町村アカデミー、国際文化アカデミーへの派遣研修についても、平成 16 年度からは公募制といたしました。

次に、人を育てる職場環境づくりの進捗状況については、一つは定期的な職場会議の開催の奨励、これは年度当初に年間開催計画を提出し、年度終了後にはその研修実績を報告させています。

この人材育成計画に係る課題、今後の計画、取り組みについては、課題としては 46 項目にわたる計画の中で、唯一検討中にとどまっておりますキャリア採用ですが、現在、本市における行政需要や職員規模を考えると、まだ実施という段階には至らないと考えていますので、今後の本市を取り巻く環境を注視し、柔軟に対応していきたいと考えております。

なお、こうした取り組みが、職員みずから職場を改善しようとする業務改善運動という一つの形にあらわれてきておりますが、こうした人材育成に対する諸施策は、すぐにその効果があらわれるものではないと思います。

今の計画を引き続き継続し、21 世紀を担う職員の育成を目指して努力していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.135 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.136 ○教育部長(野田 誠君)

子どもの安全・安心な学校生活についてを始め、2点のご質問をいただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず、各校の校舎の安全点検についてでございますが、まず始業時及び終業時の毎日点検を行っております。

それから続いて、定期的な一斉点検として、毎月1回全職員または管理責任者が点検票等を用いて実施しております。

それから3つ目としましては、随時点検をそれぞれ適宜行っているところでございます。構造上の問題はないかというご質問ですが、構造上の問題はございません。

ひさしなどには絶対降りないという教育指導の徹底と、安全確保のための手すりなどの設置を進めているところでございます。

続いての食の安全・安心について、栄養教諭の配置と役割についてでございます。

平成16年5月、学校教育法等の一部改正により、平成17年4月より栄養教諭制度がスタートいたしました。

本県におきましては、平成18年度から10名の栄養教諭を任用いたしましたが、この20年度から各市町1名の栄養教諭を任用し、食に関する指導の充実が本格実施となります。

本市におきましても、平成20年度に1名の栄養教諭が学校に配置されることになっております。

役割といたしましては、食に関する指導、学校給食の管理、それから食に関する指導と学校給食の管理の一体的な展開などが挙げられます。

栄養教諭の配置から、望ましい食習慣の形成や、食品の安全性等に対する判断能力の育成、食文化の継承などが期待されております。

続いて、食の安全・安心についての2項目目、検査体制などについてでございますが、学校給食における食品の安全・安心につきましては、従来から万全の注意を払っているところでございますが、食材の安全性を十分に確保するとともに、引き続き学校給食の安全管理、衛生管理の徹底を図ってまいります。

現在、使用する食材の納入業者から、残留農薬等の安全証明や、食品の配合割合表をとるなどして、食材の安全管理、安全確保を徹底しているところでございます。

また、細菌検査につきましては、年2回、6月と9月に豆腐、練り製品、肉類を中心に実施しております。

給食製造過程での管理体制につきましては、栄養管理基準に基づき、食材の安全な取り扱い、食材の消毒方法など、マニュアルに沿って安全な学校給食づくりの徹底を図っております。

続いて、海外派遣の関係でございますが、豊明市中学生海外派遣事業につきましては、平成4年度から数えて平成19年度が16回目となります。

本事業開始以来、16年間続けてこられたのは、引率の先生方、保護者の皆様のご理解、ご協力はもちろん、市議会の皆様や市当局のご尽力のおかげであると考えております。また、オーストラリアの皆様のご理解、ご協力が得られなければ、これだけ続けることはできなかつたと考えております。

さて、新年度から派遣する中学生の人数を18人から12人に減らし、引率教員も3人から2人に減らすことになりました。海外派遣の人数削減につきましては、一にも二にも耐震補強工事に予算を回すため、苦渋の選択として経費を削ることにいたしました。児童生徒の

安全・安心に対する事業を最優先と考えた次第でございます。

海外派遣生徒人数は縮小いたしました。大変意義のある事業であります。今後も、豊明市とシェパトン市の交流がより一層充実したものとなるよう努力してまいりたいと考えております。

終わります。

No.137 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.138 ○4番(杉浦光男議員)

壇上からの質問に対して、一通りの答弁をありがとうございました。

人材育成のほうから質問させていただきます。

人材育成の中では、私が一番知りたいというか、興味を持っていますのは、この人事評価の問題です。人事評価の問題は、給料にかかわっていくわけですよね。給料にかかわっていくわけですよね、と聞きましたので、これは再質問の内容にしておきます。

それから、そのために評価するわけですが、相対評価か絶対評価か、この2点について教えてください。

No.139 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.140 ○企画部長(宮田恒治君)

今年の1月から、給与査定を能力給の査定に変更いたしました。

それから、相対評価か絶対評価かというご質問ですが、これは絶対評価で行っております。

以上です。

No.141 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.142 ○4番(杉浦光男議員)

そして、直近の資料でいきますと、B1が普通としますと、従来のベースがB1としますと、これは395人、73.3%。その1ランク上がB2で121人、22.4%ですね。その上がAというので15人、Sが0。今度B1から下へいきまして、Cが7人、Dが1人、こういう配分で直近の資料としてはいただいております。

それで今、絶対評価ということを知ったんですが、絶対評価で私もいいと思うんですが、そうしますと、絶対評価ということになると、絶対的な物差しが必要ということになってきますよね、評価基準。

評価基準については、これは一番難しい問題だと思いますけれども、質問者の方から評価の基準を私なりに言いますので、いいか悪いかも含めて答弁してください。

B1、普通のラインですけれども、これは数字であらわせないのも、非常に無理があって苦しいわけですが、「上司の言うことを誠実に聞いて、時間内に一生懸命やって、一定の与えられた時間にそれをなし遂げた」というと、これは丸ですね。丸でB1だと。

それと、1ランク上の121人については、もう少し高い内容がないとB2になりませんよね。

私は、B1の評価の物差しを決めましたが、この物差しでいいか悪いかということを含めて、それではB2の物差しはどうだということをお教えいただければありがたい。

No.143 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.144 ○企画部長(宮田恒治君)

B1の評価といいますのは、職員として「上司からの命令をやって当たり前」、「それをこなして当たり前」という評価がB1になります。

ただ、上司からの命令によっては、その実績が、「仕事がいかに早くできたか、期日までに早くできたか、またその仕事の内容にミスがなかったか」ということも一緒に判断されて、評価されていきます。

ただし、これは一つ、二つの評価ではなくて、1年間を通しての評価でありますので、その1点だけの評価で、B1からさらにB2へ上がるということは特にありません。1年間を通しての評価になっていきます。

以上で終わります。

No.145 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.146 ○4番(杉浦光男議員)

私の理解が悪いか知りませんが、今、B2の中身は入っておりましたかね。
それでは、もう一度私は聞きますが、B2の物差しの中身を言っていただけるとありがたい。

No.147 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
宮田企画部長。

No.148 ○企画部長(宮田恒治君)

先ほど言いましたように、標準が、B1より評価がいいかどうかということをやります。
ただ、この評価についても、十数項目の評価のうちのトータルで評価されていきますので、その中には職員としての指導力、管理能力、それから企画力、それから責任性といったことが全部含まれて、相対的に評価されて、B1かB2かという形になっていきます。
以上で終わります。

No.149 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.150 ○4番(杉浦光男議員)

私の理解としては、B1とB2の境があいまいもことしておりますけれども、これはよしとして、少なくとも今言っていた基準が公平公正に行われるということが、職員五百数十名が納得し得る最大の武器ですので、公平か公平でないかということを担保できるものは何かありますか。公平か公平でないということを担保するもの。

No.151 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
宮田企画部長。

No.152 ○企画部長(宮田恒治君)

この人事評価については、評価する上司のほうですけれども、必ず評価するための研修を受けますし、それから評価の対象者は1人ではありません。係長以下の職員については、その上の上司3人ほどが同じような評価をしていきます。

その評価の基準もばらばらではなくて、これもマニュアルを作成してありますので、そのマニュアルに基づいて評価されていくということにしております。

以上で終わります。

No.153 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.154 ○4番(杉浦光男議員)

大分わかってきましたけれども、そうすると、例えばこの議員の中だったら、これ議員という一つの集団ですよね。この中で評価するのは、またそれなりの一定の物差しがつくりやすいですが、今度、市役所の場合はポジションがいろいろありますね。部がありますね。Aという部があり、Bという部があり、仕事の内容が違う。構成メンバーが違う。

そうすると、部の中の評価はきっと部の中だけでやると思いますが、そうするとそれは縦だとすると、横との関係がありますよね。他のポジションとの関係、わかりますか。

だから、A部とB部とちぐはぐにならないかということ。これを質問いたします。

No.155 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.156 ○企画部長(宮田恒治君)

部を越えてばらばらの評価にならないかということと言われましたけれども、それが先ほど申し上げました、評価については絶対評価であるということです。これが相対評価ではないという理由の一つであります。

それから、先ほど言いましたマニュアルがあります。

それから、評価者は必ず研修を受けて、評価にばらつきがないようにするというような研修も行っておりますので、極力ばらつきがないような評価をしていっております。

以上で終わります。

No.157 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.158 ○4番(杉浦光男議員)

評価の問題は、私、今から申し上げて回答は要りません。それで評価の問題は終わります。

評価については、最初、私が相対か絶対かと聞きましたのは、これは絶対でない物差しはつくれませんから、絶対というふうに答えは返ってくるのですが、評価する人としては幾らマニュアルがあっても、相対がかなり加味されるんじゃないか。

これは私の恣意的な考えですけれども、相対がAさんよりもBさんのほうが良いぞと、これはマニュアルに沿って評価するんですが、人のやる技ですので、AさんよりもBさんがいい。Bさんがいいから、BさんはB2、AさんはB1の評価だよというふうに、絶対がベースになると思いますが、相対もあるんじゃないかなというのが、私の主観であります。

それともう一つは、ここで重要なことは、Cが7人、Dが1人おりますけれども、この人たちを排除するという排除の論理をとらなくて、組織として育てるという視点がないとだめですので、これはどういう事情かわかりませんが、絶対的にだめだという事情もあるでしょうけれども、物差しに従ったらCが7人になったよ、Dが1人になったよというような単純な理屈であれば、CもDもB1くらいに上げる努力をして、職場全体として上がる力量がなかったならば、豊明市の役所としての力量が問われますよね。

だから、事情はさまざまでしょうけれども、要するに普通の物差しに従ってつけたら、Dが1人で、Cは7人だよ、B1が395人、B2が121人、そういうことではなくて、物すごく悪い人はもっと頑張らなくて皆で上げる。上げられた人はうれしいし、上げた人も力がつきますよ。

だから、そういう個人の力量を増やすと同時に、職場全体のチームとして力量を上げる努力をしていただきたい。「組織は人である」と言うんですが、それは組織の中の個人が1人となるというのであって、全体としては豊明市で動いていかなければいけないので、市民に向かっては豊明市として、役所として動くわけですので、全体の力がなかったらだめです。

もう一つは、それでは皆、力が上がったよということになって、皆このベースがどんどん上がって行って、給料とリンクしていますので給料がどんどん上がって行って、またそれも失礼な言い方ですが、考えようですけれども、給料のことはさておいて、いずれにしても行政能力を高めて、市民サービスをばちっとしていただかないといかぬので、力量を上げる努力をしていただきたいし、そういう職場環境をつくっていただきたい。

職場環境によって人はつくられる、「朱に交われれば赤くなる」ということわざもありますよ。だめな職場に入ったらだめ人間になりますし、いい職場に入ればいい人間になります。

ということで、個人の問題ということではなくて、私はこれは全体としての問題だなとい

うふうに考えます。

時間の関係もありますので、今、環境のほうの問題も言ってしまいましたので、人材育成についての質問は、これで終わらせていただきます。

では、人材育成は終わりましたので、次は学校の安全です。

校舎の転落の問題ですけれども、こんなことは絶対にあってはいけませんが、安全点検をきちっとやっていたらということを知って安心しました。

それで、質問させていただきますが、窓のところに手すりをつけるので、まだ十分についていない学校があると思いますが、どのくらいの割合であるか、教えていただきたいというふうに思います。

No.159 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.160 ○教育部長(野田 誠君)

小学校につきましてはほぼ完了です。

中学校についてはまだ道半ばですので、半分以上まだ残っております。

以上です。

No.161 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.162 ○4番(杉浦光男議員)

窓のところに手すりをつけていただいて本当にありがたいというふうに思います。担任をやっておりますと、私の経験でいうと、本当にそれが一番心配でありました。

それで、それにかかわってですが、窓側にロッカーのある教室あるいは特別教室が一部あるんですね。私はそれが何とかならぬかなというふうに思います。

その上にまた手すりをつけると、監獄みたいになってしまって、見てもうパイピングで囲まれている教室になってしまうので無理だと思いますけれども、そのロッカーの所在、何とかならぬかなと思いますが、お考えがありましたらよろしくお願いします。

No.163 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.164 ○教育部長(野田 誠君)

恐らく可動式のロッカーだと思いますが、基本的には、私ども教育委員会といたしましては、窓際にそのロッカーは置かないというように指導してまいってきております。

引き続き、今後も指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

No.165 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.166 ○4番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

窓際のロッカーの件、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、安全点検にかかわって、さっき構造上は問題がないと言われましたけれども、構造上は問題なくても、構造上、建築基準法とかいろいろな法令に照らして違法性はないけれども、あるいは教室の運営ですね。窓際に何か置いてあって、子どもがその上に乗って、身を乗り出して落っこちたなんていうことになれば、もちろん注意義務違反で管理責任は問われますし、これは責任云々ではなくて、子どもの安全にとって一大事ですね。

だから、そういうふうに固定概念のものだけでなく、物が置いてあって、そこに子どもが乗って、どうにかならないかというようなことです。安全点検の仕方というのもお願いしたい。

毎朝見ると言われましたので、そういう点は安心をしておりますけれども、教室の管理運営という、そういう流動的な視点で見ていただいて、固定物だけではなくて、安全点検をしていただきたい。そういうふうに思います。

次の質問は食の安全ですけれども、アレルギー体質の児童生徒の把握は十分になされているかということをお聞きしたいと思います。

No.167 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.168 ○教育部長(野田 誠君)

給食で配慮が必要な児童は 140 人ほど、生徒が 70 人ほど、合わせて 210 名ほどでござ

います。

No.169 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.170 ○4番(杉浦光男議員)

今、人数を報告していただきましたが、そういうふう to 人数を把握し、指導も適切になされていると思いますので、今後ともよろしくご配慮のほどをお願いしたいというふうに思います。

それから、学校給食でいきますと、今までの給食は栄養補給という視点が大きかったですけれども、最近はやはり食育という視点で物事を考える、特に学校給食を考えるということで、先ほど栄養教諭を豊明市にも1名配置されるということをお聞きし、大変うれしく思います。食育について、十分活躍していただけるものというふうに思います。

その栄養教諭なんかが配置されるもとというのは、やはりこの食育が重要だということで、食育基本法もできております。

それで、食育基本法の中の第33条を見ますと、「市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のために、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる」とあります。

食育を前面に打ち立てて、豊明市としてもこういう推進会議のようなものをつくる意向か、そういうものを考えてもいいなとか、それにちょっと注目したいなとか、その程度はさておいて、その推進会議について、何か一言ありましたらお願いをしたいというふうに思います。

No.171 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.172 ○教育長(青木三芳君)

おっしゃるとおり、食の指導等の充実ということが、これは子どものみならず、大人にとっても大変大きな課題になっている。

そういったことから、今回、栄養教諭の設置等が進められてきているところであります。

現在、この食の指導も含めて、豊明市にありましては給食センターのほうで、議員もご存じだろうと思いますが、給食センター運営委員会、そういったものを持っております。

これは学校関係者、学校関係者の中には健康管理の養護教諭もメンバーに入れておりますが、それから保健所の方、それから薬剤師の方、そういった方にも入っていただいて、現在、そういった会等も進めております。

それが今後、いわゆる食育推進のときの一つの母体になるだろう。だから、母体的なもの等につきましては、もう既に本市のほうでは取り組んでいるという理解でおります。

また、学校のほうも、いわゆる給食指導等についての学年を超えたチーム等も組まれておりますので、校内における食育推進の委員会等も、そういったものを母体にすれば、設置を比較的スムーズに移していくことができるのではないかと考えております。

以上です。

No.173 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.174 ○4番(杉浦光男議員)

給食の安全、あるいは各家庭の食の安全にかかわってですけれども、国外製品の加工品、例えば今回のように中国から入ってきたギョウザがどうのこうのという件にかかわっているわけですが、そういうものの検査体制というか、学校給食でのその受け入れというのはどういう状況になっているのか、もしわかりましたら教えていただきたい。

No.175 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.176 ○教育部長(野田 誠君)

加工食品につきましては、平成 19 年度、小中学校でそれぞれ何回も使用しておりますが、そのうち外国製造の加工品は中国製品のみです。「のみでした」と言ったほうが正しいですね。現在は中国製は使用しておりません。

中国産のみではなく、他外国のものも順次、安全証明をとっております。

以上です。

No.177 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.178 ○4番(杉浦光男議員)

海外派遣事業のほうにいきます。

先ほど継続をお願いしたいというふうに言いましたけれども、もう一つそれにつけ加えまして、過去にもうたくさん送り出しているわけですが、私は追跡調査をしてほしいなというふうに思うわけです。

私の知っている、当時中学生だった生徒で、二十くらいになったのが数名おりますけれども、やはりそのときの感動はすばらしくて、本当にその後の進路を決めたというくらい、「あのときよかった、それで私こういうふうになったよ」という話を私にしてくれました。

そういうことで、個人情報の問題もありますけれども、一遍追跡調査を、成人式の日くらいにお手紙を出して、マル、ペケくらいの簡単なアンケート形式でもいいですので、何かやや今、やりっぱなしという、その後のアフターケアがちょっと足りないということで、「足りない」と言うのとちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、ちょっとやっていただけるといいかなと、私の知っているオーストラリアに行かせていただいた生徒の生きざまというか、生き方を見ていると、そんな気がいたします。

No.179 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.180 ○教育長(青木三芳君)

結論から申し上げますと、ご指摘いただいたとおりだと思います。確かにまとまった形でのフォローアップは、ここまでできておりません。

それぞれ個々等につきましては、いわゆる高校を卒業したような段階、さらに私が出かけた方々にちよくちよく話を聞くのは、成人式のときに、実行委員会等にもかなりそういった子が加わってくれていますので、個別的な形でそういった話等を伺ったりはしております。

皆、異口同音にすばらしい体験だったということで、いわゆる目に見えるものだけではなくて、いかに目に見えない教育効果というのが大きいかということ、改めて私自身、立場上訴えたいなという思いでいっぱいあります。

今、そういったものを少しでも目に見えるような形にしていってどうかという、そういったご提案だったと思いますので、まとまった形でのそういったフォローアップ等も一度研究してみたいなと思っております。

以上でございます。

No.181 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.182 ○4番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。
これで、すべて終わります。

No.183 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、4番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。
ここで、10 分間休憩といたします。

午後2時54分休憩

午後3時5分再開

No.184 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
3番 中村定志議員、登壇にてお願いいたします。

No.185 ○3番(中村定志議員)

議長のご指名をいただきましたので、壇上での一般質問をさせていただきます。
まず、小中学校校舎の耐震化についてお尋ねいたします。
昨年の12月議会にも質問いたしました小中学校校舎の耐震化工事ですが、平成20年度予算においてどのようになったのでしょうか。
どの学校の校舎をどのくらいの費用で行うのか、具体的にお示してください。
また、平成18年に策定された公共施設耐震化整備実施計画に対して、どれくらいの割合になったのでしょうか。
当初の計画では、平成22年までに構造耐震指標、Is値が0.3以下の特に危ない校舎の改修を済ませるはずでしたが、今現在、Is値が0.3以下の耐震化工事は、平成何年度に完了する予定でしょうか。
また、何棟あるのでしょうか。
また、Is値が0.7以下の耐震化工事は、平成27年度までに完了する予定でしたが、いつになるのでしょうか。
また、何棟あるのでしょうか。

現在、国の地震財特法と地震特措法による補助率2分の1は、いつまで続くと思われませんか。

補助率が3分の1に戻ってしまったら、ますます耐震化が難しくなってしまいます。日本の将来を担う子どもたちのためにも、早急に耐震化工事を完了させていただきたいと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

次に、自主防災組織の今後についてお尋ねいたします。

平成15年度から各地域で立ち上げられた自主防災組織は、平成19年度中に豊明市全域で設立されました。区単位のところもありますが、町内会をベースとして121団体できました。

ただ、とりあえず組織としてはできたものの、中身についてはこれからというところもあると思います。

そこで、お尋ねいたします。

今後、豊明市としてどのように活用されるのでしょうか。

形はでき上がりましたが、東海、東南海地震などの大規模災害が襲ってきたときに、一つの組織では何もできません。昨日、相羽市長が自主防災組織の連合会をつくるという答弁をされましたが、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

また先ほど、一色議員の質問にもありましたが、お年寄りや体の不自由な方の要援護者の支援はどうするのでしょうか。

それぞれの地域では個人保護条例の関係で、なかなか名簿の作成も難しく、守秘義務等の問題もあります。先日、安心・安全まちづくり対策特別委員会で北九州市、姫路市へ行ってまいりましたが、やはり個人情報や守秘義務の関係で苦労されておりました。当局の見解をお伺いいたします。

次に、相羽市長の得意分野として新しく創設されます情報システム課についてお尋ねいたします。

この新しい課の目的は何でしょうか。各課の委託事務事業で、システムの保守委託や事務委託、業務委託に支払っている多額の経費を削減させるために、外部委託から内部作成に切りかえていくためだと思うのですが、いかがでしょうか。

現在、各課ごとに発注されておりますが、合計するとかなりの金額になります。昨年12月議会でも質問をいたしましたが、内部で行ったほうが安価にできると思うのですが、当局の見解をお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

No.186 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.187 ○総務部長(山本末富君)

それでは、小中学校校舎の耐震化につきまして、ご答弁申し上げます。

平成 20 年度予算における小中学校の耐震補強工事費につきましては2億 7,700 万円と、工事における管理委託料として 1,008 万 2,000 円であります。

具体的には、栄小学校の教室棟2棟、これで1億 7,000 万円。唐竹小学校の管理棟 5,300 万円、三崎小学校の屋内運動場 5,400 万円でございます。

平成 18 年に作成いたしました公共施設耐震化整備実施計画では、小学校の校舎5棟、屋内運動場1棟を予定しておりましたが、20 年度予算では小学校の校舎が3棟、屋内運動場が1棟になりましたので、実施率で見ますと 66.7%の耐震化補強工事となります。

19 年度の耐震診断結果によりますと、19 年度現在、構造耐震指標、Is値の 0.3 以下の小中学校の施設は 10 棟ございます。第1次診断で7棟、第2次診断で3棟ございます。20 年度に4棟、工事を行います、この中に 0.3 以下の校舎は1棟ございます。21 年度、22 年度、残り2年度で 0.3 以下の校舎は、すべて完了する予定で進んでおります。

また、構造耐震指標 0.7 以下の耐震化工事は、公共施設耐震化整備計画に基づき 27 年度を目標に進めてまいります。

現在、国からの補助金として、豊明市は平成 14 年4月 24 日に東海地震における強化地域の指定を受け、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律と地震防災対策特別措置法の適用を受け、2分の1の補助で耐震化の整備を進めております。

時限立法であり、平成 17 年 11 月に改正され、5年間の延長となり、現在に至っております。

平成 22 年 11 月で期限切れとなり、延長されるかどうかは現在のところ未定でございます。

23 年度以降、校舎がどのくらい、何棟あるかというご質問がございましたので、お答えいたしますが、23 年度以降の校舎数は 22 棟でございます。

それから、続きまして自主防災組織の今後でございますけれども、19 年度に市内全域で 121 の自主防災組織ができました。今後は横の連携を深めるために、年度内に自主防災の連合会を立ち上げる予定でございます。

そして、防災力向上のため、中核となるべく地域の防災リーダーを養成してまいります。

そのためには、地域で行う自主防災組織の訓練や、近隣の複数の区と合同で行う水防防災訓練などで実践的な訓練を取り入れ、スキルアップを図ってまいります。

また、毎年1月に防災講演会を行っておりますけれども、来年もし連合会がこの時期までに設立されたならば、連合会の何らかの事例発表を取り入れたようなことも検討したいというふうに考えております。

以上で終わります。

No.188 ○議長(堀田勝司議員)

寺嶋健康福祉部長。

No.189 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

それでは、自主防災組織の今後の中で、要援護者の支援はどうなるかということで、先ほど一色議員にもお答えをしたように、昨年12月に豊明市災害時等要援護者支援制度実施要綱を制定いたしまして、87名の民生児童委員さんの協力を得て、688人の方に今登録していただいております。

それで、登録していただくときには、災害時に使用するという事で同意も得ているわけですが、その際、申請及び登録台帳という形で名簿を今整備しているわけですが、その中でできるだけ近親者ですね、近親者の方がみえるのかどうか。それから、近隣でご支援いただける方がみえるのかどうかということも、ご記入いただいております。

といいますのは、1人の民生委員さんで、多い方は20人以上を把握してみえるという形でありますので、民生委員1人ではとてもご支援ができませんので、近隣でご援助いただける方とか、近親の方がどこにおみえになるかということも把握しております。

それから、希望する支援といたしまして、どのように支援を希望されるかという形で、避難所まで引率していただきたいとか、それから避難所まで行く場合でも、肩借り等が必要であるとか、それから車いすが必要であるとか、それから場合によっては、寝たきりの方ですと担架が必要であるとか、そういうようなことも調査させていただいております。

それで、これらのものをもとに、これから自主防災組織の方とのいろいろと打ち合わせの中で、これを活用していきたいと思っております。

また、さらに今年の夏に、先ほど申し上げましたように、身体障害者の方も含めた、またさらに名簿も整備した中で、いろいろと地元の方との協力を得て、これを活用していきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

No.190 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.191 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、情報システム課の創設について回答を申し上げたいと思っております。

平成20年度より情報システム課を企画政策課から分離独立して新設をいたします。

その目的は、情報部門のより一層の事務の効率化と最適化及び電子自治体を推進するため、庁内LAN、端末、サーバー機器等を含む全庁基盤を有効に活用したシステムの全体最適化を企画構成し、各課が所管します個別業務システムを尊重し、各職員が業務の

効率化と市民サービスの向上及び情報セキュリティ対策についても市民の安全・安心に寄与する仕組みの整備、運用を充実するためであります。

それから、もう一点のシステムの保守や業務委託を削減し、職員が作成するように切りかえてはどうかのご質問ですが、情報システム課の新設によって、職員がシステムの保守や改修をすることは、技術的にも人力的にもできません。

効率的な運用や経費節減の面からは、人材の養成が不可欠ですので、情報システム課においては、このことについても充実させていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

No.192 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

中村定志議員。

No.193 ○3番(中村定志議員)

まず、情報システム課の件ですが、20年度予算で3,565万ほどの委託料が上がっておりますが、たしか前に2人ほど、外部からという話をお聞きしたことがあります。その人件費分、これはどれくらいの金額になるのでしょうか。お答え願います。

No.194 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.195 ○企画部長(宮田恒治君)

平成20年度から専門員を入れる予定でおりますので、専門員というのは専門の職員ではなくて、外部から派遣をお願いしたいと思っております。大体500万弱を予定しております。

以上で終わります。

No.196 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

中村定志議員。

No.197 ○3番(中村定志議員)

現在の外部委託料を減らすために、また外部委託料を払うということですね。

それなら、先ほどはちょっとできないと言われましたが、内部で行えるように、これはすぐにはできないことだと思いますが、長期的に時間をかけてでも内部で行えば、職員がすれば、定数が決まっているわけですので、外部委託料が発生しないわけですよ。

何年計画でできるのかどうか、ちょっとそこら辺はわかりませんが、そういう方向になるべく早急にもって行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

No.198 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.199 ○市長(相羽英勝君)

私の考えていることを少し回答としてお話をさせていただきます。

現在、豊明市の情報システムというのは、まあ部門別というのか、業務別システムにほぼ近い形になっているわけですね。もう少しわかりやすく言うと縦割り型というのでしょうか、こういうことになっています。それぞれの部門が、有機的にシステムがリンクをしていて、総合システムとしての確立をする必要があるわけです。

現在、豊明市も長年のシステム構築に対する経緯がありまして、システムエンジニアだとかプログラマーというのは、豊明市の職員として存在していないわけでありまして。

したがって、OAに関するOA導入インストラクション、インストラクターくらいの力の人はおられるわけでありまして。

したがって、もっと怖いことを言いますと、豊明市の今システムが破壊されたときに、豊明市ではお手上げと、わかりやすく言うとお手上げと、こういう今状況にあるわけでありまして。

ということはどうしてかと言いますと、システムの設計、開発、そういうものについては、要件の提示というのはしておりますけれども、システムのロジックだとかシステム要件、システム仕様書、そういうものについての造詣がないわけでありまして。理解がないわけでありまして。

そういうのは、丸投げといえば丸投げということになるわけでありましてけれども、こちら辺のところが一番大きな課題になっているというふうに私は思っているんです。

したがって今、先ほど宮田部長が答弁しましたように、SEの能力を持った人に力をかしていただいて、そしてそれぞれの市民部なら市民部、あるいは総務部なら総務部、そこでシステム化要件を検討してみえる人と、本当にエンジニアとしてシステム・インテグレーションができるような人と一緒になって、その仕組みの妥当性だとか必要性だとか、あるいは便宜性などを、きちっとテクノロジーも含めて検討できるような形にしていきたい。

そういうことによって、少しずつ業者のほうにあるシステム、簡単なことを言うと、今ブラッ

クボックスになっていますから、こういうものをこちらに少しずつ寄せる、引き寄せると言いますか、そういうことをしていったら、これは1年や2年ではとても不可能。ご理解いただければと思いますけれども、恐らく5年、7年ということになるかもしれませんけれども、できるところからそういう形に置きかえていかないと、手足のないシステムということになりますので、そういう考え方を中長期的にはしていきたい。

その足がかりにこういう形をとっていかうということでもありますので、SEが来ましたから、あしたから、そのプログラマーとSEでカスタマイズをする、あるいはパッケージを導入する、検討するというようなことは、すぐできるわけではありませんので、その点をご理解をいただくと、こういうふうに思いますが、長期的視野に立って、5年、7年くらいでは、中村議員の言われるように、自分のところのことについては自分のところできるというような形に置きかえていくということによって、コストの面、あるいはパフォーマンスの面、そういうレスポンスもよくしていくと、こういう形をとっていきたいというふうに考えております。

No.200 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

中村定志議員。

No.201 ○3番(中村定志議員)

先ほど壇上でも申し上げましたが、相羽市長の得意分野だと思いますが、すぐにできないことはわかっております。時間のかかるのはわかっておりますので、何年先かはわかりませんが、それに向かって進んでいっていただきたいと思えます。

次に、自主防災組織の今後についてですが、確かに市内全域に自主防災組織はできました。私の地元である落合区でも平成15年に自主防災組織を5町内で立ち上げました。

が、その当時は、とりあえず区民の皆さんに関心を持ってもらおうということで、町内会の役員さんにこぞって入っていただいて、組織をつくり上げて、毎年新しい役員さんに引き継いで、これで5年になるんですか、とりあえず関心を持ってもらおうということをつくったんですが、これで市内全域にできたということは、あと、ここから先をどうするのか。

私の地元でも毎年、防災訓練等はやっておりますが、それで終わっている状況です。121団体、先ほど連合会をつくるということでしたが、いかに横の連携で、いざというときに備えられるのか。

先ほど、1月の防災講演会までにできればという話がありましたが、そんな悠長なことなくて、もっと早くやろうというお気持ちはありませんか。

No.202 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.203 ○総務部長(山本末富君)

4月に役員改選がある区が、町内とか、いろいろあると思いますけれども、4月早々から準備に取りかかります。それで、できるだけ早く立ち上げたいといいますか、連合組織のほうの発足に向けて努力をしていきます。

No.204 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

中村定志議員。

No.205 ○3番(中村定志議員)

災害時要援護者の件ですが、今、台帳づくりということなんですが、いつごろまでかかる予定でみえるのでしょうか。

それと、この台帳をつくったときに、今、民生委員さんにほとんどお願いをしてという形になっていると思うんですが、先ほど言いました自主防災ができれば連合会、それと社会福祉協議会ということなんですが、これは地域の自主防災組織、ここにも名簿が多分必要だと思うんですが、この組織の長、例えば区長さんとか民生委員さんがやってみえれば、守秘義務があるからいいんですが、大抵、町内会長さんのところが多いんじゃないかなと思うんですが、町内会長は守秘義務がありませんよね。毎年、多分だと思うんですが、トップの方はかわっていかれる。そこら辺の名簿の管理、守秘義務はどうようにお考えですか。

No.206 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.207 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

個人情報管理が一番課題になっているところでございまして、今後地元の自主防災組織等とお話しさせていただくときも、一つのマニュアルといいたまいますか、いかなるときに開封するのか。ほかの市町でもそうですけれども、台風が接近した場合に開くのか、その辺いろいろと迷ってみえる事例も聞いております。

いつの時点で密封された資料を開封するのか。それから、開封後もどのように使用していくのか。それから災害後の、使用した後についても、その資料を散逸させないようにどのように保管していくのかということで、そのあたりのことも今後十分検討して、自主防災組

織等に活用していただきたいと思います。

いろんな課題についても、ご心配の向きがございませうので、現在、申請者からは同意を得ているわけですが、災害時に使うということは同意を得ておりますけれども、それを適切に、議員がおっしゃるように管理していくことも大切でございませうので、そのあたり、今後十分検討した中で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

No.208 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願ひます。

中村定志議員。

No.209 ○3番(中村定志議員)

台帳をいつごろを予定にしてという回答をお願ひします。

No.210 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願ひます。

寺嶋健康福祉部長。

No.211 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

現在は第1段階として、この12月から民生児童委員さんに各地区を回っていただいたわけですが、さらに障害者関係につきましては、毎年夏に友愛訪問ということで訪問させていただいておりますので、その場を使って、さらに整備を進めたいと思っておりますので、夏以降にある程度整備ができるのではないかと。台風時期に間に合うように極力努力していきたいと思っております。

以上です。

No.212 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願ひます。

中村定志議員。

No.213 ○3番(中村定志議員)

守秘義務の関係ですが、区長、民生委員さんじゃない方が、自主防災組織のトップをやってみえるところに名簿を渡すとき、これは何か一筆書いていただくようなことはお考えですか。

No.214 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.215 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

地域の支援者の義務ということで、先ほど申し上げました豊明市災害時等要援護者支援制度実施要綱によりまして、地域の支援者は目的以外の目的で登録台帳を活用してはならないというように定めておりますので、さらに登録台帳に記載された個人情報及び支援時に知り得た個人の秘密を漏らしてはならないと。

これは、支援をする役割を離れた後も同様とするというように定めておりますので、地元でこの資料、台帳を活用していただくときにも、この要綱を十分説明した中で、この制度をご理解していただいた上で、これを活用していただきたいというように考えております。

以上です。

No.216 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

中村定志議員。

No.217 ○3番(中村定志議員)

でも、それ自体に罰則規定はないんですね。

No.218 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.219 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

これは市の要綱ということで、罰則規定はございませんけれども、やはり地域住民の方との信頼関係ということで、この制度自体は成り立つと思いますので、そのあたりは十分この趣旨をご理解いただいた中で、制度の推進にご協力いただきたいということを思っております。

以上です。

No.220 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
中村定志議員。

No.221 ○3番(中村定志議員)

国の個人情報保護法の関係で、やっぱりどこでも皆さんが苦勞されてみえると思います。十分注意を払っていただいて、なるべく早い時期につくり上げていただきたいと思います。

それでは、小中学校校舎の耐震化のほうに移らせていただきます。

平成20年度は栄小が2棟、唐竹小1棟、三崎小の体育館ということですが、20年度予算の中には、平成21年度分の設計費と22年度分の耐震診断費も含まれていると思いますが、その費用でどこの小学校の何を、校舎をやるのか、体育館をやるのか、それからどのくらいの費用なのかということをお聞かせください。

No.222 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山本総務部長。

No.223 ○総務部長(山本末富君)

20年度予算の中の実施設計の金額の総額は1,634万円。この内訳といたしまして、豊明小学校の校舎、こちらのほうが582万円、沓掛小学校の屋内運動場が548万円、栄中学校の校舎が504万円、以上で1,634万円となります。

続きまして、2次診断のほうですが、合計が2,649万8,000円。内訳といたしまして、栄小学校の校舎が506万4,000円、双峰小学校の校舎が775万9,000円、三崎小学校の校舎が574万3,000円、中央小学校の屋内運動場が279万1,000円、館小学校の屋内運動場が同じく279万1,000円、それから豊明中学校の屋内運動場の付属棟が235万円でございます。

No.224 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
中村定志議員。

No.225 ○3番(中村定志議員)

今言われた設計と耐震診断、これだけの中で、平成22年度までのIs値0.3以下の耐震

工事の分は、すべて含まれているということによろしいですか。

No.226 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.227 ○総務部長(山本末富君)

10棟、すべて含まれております。

以上でございます。

No.228 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

中村定志議員。

No.229 ○3番(中村定志議員)

とりあえず、平成22年11月までは時限立法で、2分の1の補助があるということなんです。それがそれ以降は多分はつきりわからないと思いますが、もしこれが3分の1に戻った場合、27年度までに終わらせる予定だという工事は、やっぱり遅れるのでしょうか。

No.230 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.231 ○総務部長(山本末富君)

断定はできませんが、見込みでございますけれども、補助率が下がるということは、その分、まあ借金であります起債が増えるということでもあります。起債が増えるということは、それだけ歳出のほうに負担がかかるということでございます。

そのときの歳入状況と歳出状況を見比べないと、今すぐにはちょっと結論を申し上げることができません。

以上でございます。

No.232 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

中村定志議員。

No.233 ○3番(中村定志議員)

多分、遅れそうな雰囲気かなと思いますが、今、0.7以下の27年度までの分ですが、平成18年につくられた実施計画は、それぞれ予算措置をほとんど考えずにつくられたのかなと思っておりますが、この27年度までの耐震化整備実施計画というのは、新たにつくられたのでしょうか、つくられる予定なののでしょうか。ちゃんと予算措置をした分ということで、お答え願います。

No.234 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.235 ○総務部長(山本末富君)

公共施設耐震化状況で公表しています計画の中には、既に実施済みと、19年から22年、それから23年から27年と、そういうスパンで載せてあります。

19年から22年のところは、先ほど申し上げましたように、予定よりは沓掛小学校の部分が遅れておりますが、一応22年度までにこの計画が遅れるようであれば、その時点で判明した中で変更の計画を立てないといけないというふうに考えております。

以上です。

No.236 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

中村定志議員。

No.237 ○3番(中村定志議員)

それは予算措置も考えてということによろしいですか。

No.238 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.239 ○総務部長(山本末富君)

予算措置も考えてということになります。

No.240 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
中村定志議員。

No.241 ○3番(中村定志議員)

ただ、この18年につくられました実施計画は、予算を考えてなく、つくられたのですよね。違うんでしょうか。

No.242 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山本総務部長。

No.243 ○総務部長(山本末富君)

期間が27年までの長い期間でございますので、まあ当初からすべて財政計画等にマッチングしてつくったというわけではないんですけれども、とりあえず危険度のあるものから早急にやっていくということで、つくられたというふうに認識しております。

No.244 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
中村定志議員。

No.245 ○3番(中村定志議員)

耐震化計画で今、小中学校の体育館ですね、これがもし大規模災害が来たときには、避難所になる可能性が高いと思うんですが、計画では大抵毎年、1棟ずつという計画になっていると思います。

いざ避難したとき、体育館というのは構造上、Is値が低いと思うんですが、ただ数字を見ていると、0.3をちょっと超えているような数値が並んでいるようにも思うんですが、これは体育館を早く耐震にしていただかないと、もしもというときに避難所として使えないんですが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

No.246 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.247 ○総務部長(山本末富君)

これはIs値の低いものを優先というのと、もう一つは避難所と、そういったいざというときに利用ができないという部分も加味した中で、考えていきたいというふうに考えております。

No.248 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

中村定志議員。

No.249 ○3番(中村定志議員)

まず、国の補助率が下がらないことを祈りつつ、なるべく早い時期に耐震化工事を完成させていただきたいと思うんですが、ただ、この耐震化工事の費用なんですが、12月議会のときにも私はちょっと言いましたが、見栄えはどうでもいいから、とにかく安くやればたくさん早くできると。そこら辺の工事の費用に関して、何か安くできるような方法というのは、私もちょっと勉強しておりませんが、何かそういうので、例えばメーカーを変えれば、もうちょっと安くなるとかというようなことはないんでしょうか。

No.250 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.251 ○総務部長(山本末富君)

まあ今あるのが最善の方法なのかどうか、その辺は今後も検証した中で、さらにまた時代が変わると新しく開発されて、いい方法ができる可能性もあります。そういった中で、研究していきたいというふうに考えております。

No.252 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

中村定志議員。

No.253 ○3番(中村定志議員)

ということは、今までこれは例えば何社から、こういう耐震化の工事を、設計も含めてですが、いろいろあって、その中から決めたということではないんですか。

No.254 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.255 ○総務部長(山本末富君)

当然、入札で決定しておりますので、現在落札した業者さんの方法が、当然一番安価であったということだと思います。

No.256 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

中村定志議員。

No.257 ○3番(中村定志議員)

それでは、20年度分からの件ですが、もちろん入札でやられると思うんですが、例えばこのメーカーはこういう耐震化を持っていると、こちらのメーカーはこういう耐震化を持っていると。それを突き合わせて、最後はそれは価格だと思うんですが、そこら辺の検討というのは値段だけで、特に内部ではされてみえないんでしょうか。

No.258 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.259 ○教育部長(野田 誠君)

工法を決定する前段としては、当該設計事務所の設計士の方と、私どもの学校教育課の一級建築士と、有資格者とすり合わせをさせていただきます。

工法に関しては定番になっております。まあ豊明中学校から導入させていただきました。今年度、沓掛小学校の耐震補強工事でも導入しておりますピタコラム工法、これが定番になっております。

もっとも、これにこだわるわけではありません。体育館でも校舎でも、その状況に応じて、どの工法が一番適切か。安くて、最もよい方法がということは、言うまでもありませんので、すり合わせをし、一方では予算をかながみながら、ベストの選択をケース・バイ・ケー

スでとっていきたいと思います。

No.260 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

中村定志議員。

No.261 ○3番(中村定志議員)

とにかく子どもたちのために1年でも、もし前倒しできるものなら前倒しをしていただいて、逆に遅れると、耐震診断の有効期間が3年とかということですので、余り遅れると、また耐震診断をしなければいけないという余分の費用がかかるということですので、とにかく1年でも早く耐震化工事をさせていただきたいと思いますので、最後に相羽市長にそこら辺の関係の意気込みを一言、お願いしたいと思います。

No.262 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.263 ○市長(相羽英勝君)

言うまでもなく安心・安全、あるいは子どもの教育施設を始めとした公共施設の耐震ということについては、議員がご指摘のとおりでございますから、積極かつ慎重に、無駄のないやり方で、できるだけ早く速やかに耐震化をやっていくと、こういうことで臨んでまいります。

よろしく申し上げます。

No.264 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

中村定志議員。

No.265 ○3番(中村定志議員)

とにかく一刻も早くやっていただくということを要望させていただきます。

今、市長も申されたとおりですので、とにかく早急にということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

No.266 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、3番 中村定志議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明3月5日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後3時51分散会